

令和5年第2回（6月）定例町議会

（第2日 6月7日）

令和5年第2回（6月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年6月7日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1号 令和4年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 3 議案第30号 令和4年度繰越宇久須地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 4 議案第31号 令和4年度繰越仁科沢田地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第32号 西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第33号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第 7 議案第34号 令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第35号 令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 同意第15号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第10 同意第16号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 同意第17号 西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 選挙第 7号 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 松田貴宏君 | 2番 | 浅賀元希君 |
| 3番 | 仲田慶枝君 | 4番 | 堤豊君 |
| 5番 | 芹澤孝君 | 6番 | 高橋敬治君 |
| 7番 | 山田厚司君 | 8番 | 西島繁樹君 |
| 9番 | 堤和夫君 | 10番 | 増山勇君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------------|-------|--------|--------|
| 町長 | 星野淨晋君 | 副町長 | 高木光一君 |
| 教育長 | 鈴木秀輝君 | 総務課長 | 白石洋巳君 |
| まちづくり課長 | 長島司君 | 窓口税務課長 | 高橋昌子君 |
| 健康福祉課長 | 渡邊貴浩君 | 産業建設課長 | 久保田寿之君 |
| 防災課長 | 真野隆弘君 | 環境課長 | 鈴木昇生君 |
| 会計課長 | 森健君 | 企業課長 | 村松圭吾君 |
| 教育委員会 教育事務局長 | 朝倉通彰君 | | |

職務のため出席した者

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 佐野浩正 | 書記 | 堤浩之 |
|--------|------|----|-----|

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（堤 豊君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

◇ 堤 和 夫 君

○議長（堤 豊君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し、町長に反問権を付与しています。

通告5番、堤和夫君。

[9番 堤和夫君登壇]

○9番（堤 和夫君） 皆さんおはようございます。議長のお許しが出ましたので壇上より通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。私の今回の一般質問は2点でございます。1、防災災害対策について。2、賀茂地区での中高一貫教育について。でございます。1、防災災害に対策について町長は、施政方針で過去に整備された避難路の状況も確認し、整備、改修の必要や場所の再点検についても行えればと言っています。そのことを踏まえ、津波避難路の防災、災害対策について伺います。

(1) 田子公民館裏階段について。公民館裏階段は、日常も大田子出張所の往来にも使用している重要な階段ですし、津波の避難路としても非常に重要な階段だと思います。今回、月東の区長から、高齢者が登るのに1段1段が高く、雨の日は滑るし、大変危険なので早急に改修してほしいとの要望書が提出されました。産業建設課が現地確認をし、今後検討と回答されたと聞いています。ただ、津波避難タワーが1基もない田子地区において、公民館は多くの方を収容できる避難所ですので、一刻も早く改修し1段1段が低く雨の日でも滑りにくい、階段を建設したほうが良いと思うが、町長のお考えを伺います。

(2) 下築地地区、津波避難道整備について。仁科下築地地区には、それぞれ築地A、築地B、築地Cの津波避難道が地区住民の手で建設されました。その後、集中豪雨による土砂押し出しにより、避難道が流出したことから、再度、土砂押し出しが発生しないように、県、賀茂農林事務所が、治山事業として流域を保全することで、安全な避難道がかくほ、確保できると聞いていましたが、その後の進捗状況はどのようになっているのか伺います。

(3) 津波避難道看板の整備について。令和5年度の防災対策費の工事請負費、単独で、避難誘導看板等整備工事が予算計上されているが、どのように工事を進めていくのか伺います。

2、賀茂地区での中高一貫教育について。新聞報道によると賀茂地区への中高一貫校設置を調査研究している、「下田豆陽会」が下田高校に県立中高一貫校の併設を求める要望書を県教委に提出したとあります。以上を踏まえ、松崎高校の存続について伺います。

(1) 下田高校を核とした中高一貫校について。県立高校再編案を盛り込んだ、第三次長期計画の再検討に向けて賀茂地区に設置した地域協議会の第3回目の会合で分校を含む賀茂1市5町の4校で「サテライト制」の導入案を県教委が示したが、下田高校を核とした中高一貫校になるのではないかと、教育長の考えをお伺いします。

(2) 松崎高校における中高一貫校について。「サテライト制」導入をする前に、西伊豆中学校、松崎中学校、松崎高校を統合し、中高一貫校とする考えは、県立高再編案には示されていないのか。また、その可能性はゼロに近いのか、教育長の考えを伺います。

(3) 松崎高校の存続問題について。「西豆地域教育研究協議会」の会合が開かれたようですが、松崎高校の存続に関して、どのような意見が出されたのか。また、そこでは、県教委のさてらい「サテライト制」について話し合われたのか伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは堤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の防災、災害対策についての（1）田子公民館裏階段についてにつきましては、既に区から要望書も提出されており、検討している事案でございます。ただ、要望書の中には、急な勾配をどうかしてほしいということも含まれており、どうかにならないものかということで、担当課の方でいろいろ考えておりますが、急勾配に加え、幅も狭いため、区の要望に叶った工事は、現実的には不可能ではないかと思っております。しかしながら、ステップの角が丸みを帯びており、滑りやすい形状というものの解消をすることによって、今よりも多少、上り下りがしやすくなるのではないかと、町では考えており、工法など対策につきましては決定をいたしましたら区と協議をさせていただこうと思っております。

次に（2）の下築地地区の津波避難道の整備につきましては、住民によって建設された築地B及び築地Cの避難道は、谷の形状につくられており、その谷の治山工事を行うよう、平成26年度に地区要望が提出されております。その後、県には事業要望し、県事業での工事を検討いただき、可能との回答をいただいているところでございますが、治山工事に係る土地所有者からの同意、取付けは、町が行うということになっておりまして、事業化の検討と並行して、町が土地交渉を続けているところでございます。治山工事というものは本来、土地所有者が森林を保全するために、自ら工事などの措置を講じなければならないところを個人では出来ないため、県が代行して行うというものでございます。したがって、工事用地の購入は出来ません。また治山ダム周辺は、保安林に指定されますので土地の形質変更などが大きく制限されることになるため、土地所有者からは、全てを理解した上で同意をしていただく必要がございます。築地Bにつきましては、令和2年度の交渉において、拒否されたものを最後に文書をお送りしても返答がない状況で現状では工事が困難と思われれます。また築地Cについては、無償での土地提供について同意を得られない、同意を得られていない状況ですので、避難所、避難道整備の一環で町が土地購入出来ないかを検討しているところでございます。

次に（3）の避難路津波避難道看板の整備につきましては、この工事につきましては各地区の第一次避難地の避難地看板や誘導プレートを設置するものでございます。令和5年度は仁科地区と中地区を予定しており、今後、防災課で設置場所や看板のデザインなどを協議し進めていきたいと考えております。

次に大きな2点目の賀茂地区での中高一貫教育についての(1)と(2)につきましては、教育長の考えを伺いますとありますので後ほど教育長から答弁をさせます。

次に(3)につきましては、高校の「サテライト制」について、関連する発言はございませんでした。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長(堤 豊君) 教育長。

○教育長(鈴木秀輝君) それでは、堤和夫議員の下田高校をかく、核とした中高一貫校について、についての答弁をさせていただきます。まず分校を含む賀茂地区1市5町4校で「サテライト制」の導入を、導入案を県教委が示したが下田高校を核とした中高一貫校になるのではないかとということですが、先ほど「サテライト制」など幾つかの制度は紹介はされましたが、まだ、何を導入するかということではなくて、今年度の後半には、グランドデザインを話し合うことができればという説明でした。「下田豆陽会」の要望は、学校の一部を中高一貫校にするというもので、沼津市の暁秀中高等学校のように、私立の学校では多く行われているところです。そのような制度のものが出来たとしたら、西伊豆町からも、数人の勉強の得意な小学6年生が受験をするかもしれません。そして、不合格となった生徒の中には、高校受験で再チャレンジする中学3年生もいれば、トラウマとなり、下田高校ではなく松崎高校などという生徒がいるかもしれません。大勢の生徒の中で競い合いたいという生徒や、部活動など、その学校にやりたいものがあるという生徒は、目指す高校に進めばいいわけですが、わざわざ、長時間のバス通学やアパート生活を望まない生徒、あるいは少人数での触れ合いを求めている生徒もおりますので、そういう生徒が通える高校又は分校を西豆地区に残したいと考えています。

二つ目の、松崎高校における中高一貫校について、西伊豆中、松崎中、松崎高校統合し中高一貫校とする考えは、県立、再生、県立校再生案には示されていないのか、可能性はゼロに近いのかということですが、地域協議会では、どこの高校を残すかということはまだ出ておりません。松崎高校を中高一貫校として存続させた場合、中学生の人数が増えるということで、活気が出るのではないかとこともあるかと思えます。中学校での不登校の生徒が多い状況を考えますと、中一ギャップの解消を図る小中の連携を大切にしたいと思えます。それが可能ならば一つの校舎や校地の中で学ぶ中高一貫校もありうると思えます。ただ、中学受験や施設管理の財政負担などの課題もあります、ありますので、慎重に検討しなければならないと考えております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは、最初から再質問させていただきます。これは1番の田子公民館裏の階段については、町長、今、工法等、そういうものを考えているということで何ですか狭いとか急だっというそういうことはちょっと無理かもしれないけれども、この工法を考えて、滑りにくいとか、そういうような、1段1段を低くするとか、そういうようなことは改修をできるこういうふうにも考えてもよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員もですね、質問をされるわけですから、現状は、御理解されてると思います。急な階段ということは当然そうなんです、急な階段のステップを低くすることは、幅を短くしなければならない、もしくは延長を伸ばさなければいけないんですけども、どう考えてもそこは延長延ばせないわけですよ。またセットバックさせるような形に変えるということも当然、距離がなければできませんけども、そういう場所もないということになりますと、当然そういったものですね、抜本的な解消は出来ませんので、今そういうものをせずとも、なるべく上りやすい形状にするためにはどうしたらいいかということを検討している状況でございますので、段差を低くするというようなことについては、かなり無理があるのではなかろうかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私もあそこを行ってですね何回か行って、本当に狭くて急な階段、階段のわけですよ。そうすると、どんなことが考えられるのかなと物理的にですね、あそこの階段の勾配を緩やかにするのは無理なのかな。あそこで立ち止まって考えたわけですけど、空間は利用できるわけですよ。ですから、今までの階段をそのままつくるのではなくですね、がらっともう抜本的に今、町長がおっしゃったように抜本的に変えてしまって、空間を利用する塔を立てて公民館のところに渡す。そういうような空間を利用するような抜本的な考え方っていうのはこれはお金がかかりますけども、ここにも書きましたけども、津波避難タワーが1基もない田子ですので、そういうことも考えても津波避難タワー平均1棟建てるのに1億5,000万ぐらいかかりますのでね。そういうようなことも考えてやっは、いかがかとふと思ったんですけど、ちょっとこれは論理が飛び過ぎますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 冒頭、町長が言ったように抜本的にということをおっしゃいましたけど私は抜本的に変えるということの発言はしておりませんので、その辺は訂正をお願いします

す。私が言ってるのは基本的にあの計上では、無理でしょうとそれはどなたが見ても分かるんではないですかということをお願いしているところでございます。仮にその近くに塔を建てるという提案をされますけども、あのスペースにどこに塔を立てればよろしいのか、今もう民家が近くにありますので、その民家の敷地をいじらなければいけない等いろいろな問題がございますので、それは不可能だというふうに思います。また、津波避難タワーがないのは、議員の皆様理由はよく御承知だと思います。避難場所から200メートル圏内に西伊豆町田子の場合においては、避難できるスペースに住民の皆様がお住まいになっておりますので、津波避難タワーを建てるという必要性が他地区に比べてないということですから今町としては逃げるところない、仁科、安良里、宇久須を重点的に行っているというものです。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 200メートル以内に逃げるところがないから津波避難タワーを建てる。これは、わかってるんですよ。ただこれはね、机上の総論というか、机の上で考えたことですよ。だから当然、逃げる所もある、例えば、今度は、ちょっと、質問が今のことにに関してちょっとそれるかもしれませんがね、今質問します、正円地区で建てようとするところは200メートル以内に山の避難地があるわけですよ。そこにも建てようとしている。ですからこういう田子に1基もないっていうことは、それはもう200メートルのあれで言えばわかってますよ。当然、ただ各地区に同じように町の税金を使う、こういうのが政治の基本の下にあると思うんですよ。ですから津波避難タワーがない田子地区には、その公民館のところを避難タワーとして整備してやる。こういう考え方ってのも一つあるんじゃないんですか。これは間違いですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 別にその考え方が間違ってるというふうには私たちは思っておりません。公民館は、当然一時避難地になっております。これは郵便局の方から来ると坂道を登ってくるのが可能です。漁協さんの方からいくと階段で上ることができるということで2方向から上ることが可能だというふうに思っております。ただ、形状として登りくい。また、滑りやすいということは町も承知をしておりますので、できる限りの工法で検討すると申し上げておるものでございます。また正円地区は、200メートル先に行くとなると確かに山がございます。ただ、山から250メートル、行ったところの方は、200メートルから外れるわけですね。そこをカバーするために、正円に1棟を建てる予定をしているということですからタワー同士が200メートルではなくて避難場所から200メートルで切れる方たちを守るために、建

設をするというものですから、図面を見て議員の皆様には説明をしているかと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） あれが、論点がそれちゃうからですね、これはそこまでにしておきますけども、町長がそうおっしゃるんだったら、もっとあの所じゃなくして、もっと真ん中かた西伊豆病院よりとか市兵衛さんよりとか、もっとそちらの方に建てる方が、今、町長の言っている、利便、論理には近いと思いますよ。なぜあそこに建てるのかちょっと腑に落ちないところは、それはもう今回のあれとは違いますんでやめますけども、それではこの公民館裏の階段をですね、早急に改修は、要求は出てるけど早急に改修は出来ない。こういうような町民に対する、答弁、返答なんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 私の中では今年度内には工事は終わると思っております。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 工法については、区長と相談をさせていただいてるんですけども、町内会長等ほかの方の意見をちょっと聞いてみないと判断出来ないというふうなお話ございまして、それが済みましたらですね、基本的には町の方で、現状の階段を削って、モルタルで補修するというような、工法で提案をさせていただいております。協議が済みましたら、速やかに工事の方に掛かりたいと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 基本、階段を勾配を緩やかにすると道に登る所の所ね、民間のあれがあるんですけど、その道路がまだ本道に着くまでに余裕があるわけですよ。だからそっから階段をつくっていけば、少しは1番上に、行くまでに勾配が楽になって、お年寄りも、登りやすくなるんじゃないかなと現地で見たんですけども、その辺は検討の中には入っていないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） そこまでのことをいたしますと、あそこに水路が1本入ってるのは御存じだと思います。今度その水路まで動かさなければいけないと、逆に暗渠にしていましますと詰まったときにどうするのか、あそこは民家と民家が離れていけばいいんですけども、せいぜい離れていたとしても2メートルぐらいの状況でございまして、大水が出た場合には公民館から下に下ってくる水も当然でございます。そういったものをトータル的に考えると、あそこ1メートル2メートル道路側のほうに引き出すということについても、また、これは

何かまた違ったリスクが生まれるということもございますので町としては先ほど課長が答弁をしましたように、角のところをどうにか改良して登りやすい構造にしたいということで今検討して区と協議をしているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） このことに関してわかり、もう3問以上やっていますんであれですけども、ここのですね利用を田子公民館ですね。こういう件で防災課ですねえ、それから教育委員会事務局、産業建設課、総務課、各課がですね、この所には関わってきているんですけども、そういう各課の人たちがここを利用してる人たちの意見なりそういう利便性なりを皆さんで話し合った、こういうようなことはございますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません一応、田子の公民館につきましては、公民館、あとは出張所、また避難所と、それぞれの機能を有しております。議員の御指摘のとおり、多くの課が関わっております。区長さんや町民の皆様から御要望等ございましたら、まず、受け付けた、担当課の方で、いろいろと話を聞いてですね、そのあと関係する課と連携をしてですね、いろいろ管理業務を進めているところでございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。それではですね検討しているということでこれはできるという前向きな答弁ですので次に行きます。下築地地区の避難道ですね築地A、築地B、築地C、一般質問通告書を書いた時にですね、行ってですね一応、登ってみました。その時にはですね、看板等何もなかったもので、築地A、築地B、築地Cに関して、それぞれ再質問しようと思ってたんですよ。これは昨日、一般質問が終わって時間がありましたんで、もう一度ですね一般質問する所を見に行ったんですよ。そしたら、びっくりしたのはですね、避難看板、誘導看板というのですか、写真撮ってきましたけども道路に矢印がついてて、避難道まであと160メートルとか、もうメートルまで入ってる。それがですね全部整備されていいんですよ。それで昨日雨の中ですね、えと思って連合区長があそこにおいでですので、お住まいがありますので、聞いたら、お伺いしたらですね、それ3日ぐらい前に来てやったよと、こうおっしゃっていたんで、もうでき上がってるものを一般質問することも、非常にあれですので再質問がしづらくなっちゃったんですけども、ただですね2、3、町の作った看板と町内会の住民の手で作った看板が並べられて掲示して、張ってあるんですけども、色彩に配慮して町の看板は緑色を黄緑色みたいなのが主、それからあと町内の方が作った看板

は、避難地それから矢印のは、赤で矢印を書いて、あれを見たんですけど、看板を見たんですけど、書いてあるっていうよりか何かこう、クラフトのようなあれを切ってですね張ってある、それが剥がれちゃったのかな、残っているのが、少し残っていたのが築地Aですね、築地Aは赤いあれも少し残っていました。ただ、全部が完全な状態じゃないので、この辺は住民の設置した看板のほうが目立ちますんで、その辺、もう一度住民と相談して、新しく、設置してやる。こういうことは出来ないですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 御指摘いただきました築地A地区の看板につきましては、隣に自主防災のほうで作っていただいた看板が併設されておりますので、こちらにつきましては、また自主防災会長さんとですね、相談してですね、こちらのほうを撤去するのか、また整備をし直すのかっていうところをですね、改めて相談して進めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。それねえ、よろしくお願いします。お願いしちゃあだめなのね質問だから、やってください。住民の設置した看板の方が目立ちやすかったです。それでですね、あとはもうやってあるんですけども、ただ最後に町長がおっしゃったですね治山工事、これは土地の交渉がうまくいけば、再度、賀茂農林事務所と交渉することは可能なんでしょう。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 土地の算段がつけば、工事は可能ということで回答いただいておりますので、そこは大丈夫だと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これはじゃあ、ずっと継続中で交渉はしていると、このように考えてよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先ほど町長が壇上で御答弁したとおりですね、築地Bについては手紙を送っているんですけども、返答がないという状況が続いておりまして、正直、これ以上ちょっと交渉が難しいのかなというふうに現状では、そういう段階でございます。また築地Cについては、無償では嫌だというような回答ですので、土地の提供を無償では嫌だということなんです。買ってこれということですね。なので治山事業では買えません。厳密に言うと買うことはできるんですけどそれは受益者負担になっちゃうんですよ。工

事分担金条例っていうのを御存じかと思うんですけども。なので基本的には土地は買えないですね。なので治山事業ではなく避難道整備の一環で何とか出来ないかというところを、防災課と協議しながらやっているところをごさいまして、そこはまだ交渉の段階ですので、どうなるかっていうのはちょっと今、回答出来ませんが、引き続き計上の協議の方はしていきたいと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それわあの、避難道として避難道購入として町が買ってあげたらいかがですかそう、そうすれば賀茂農林の治山の方にできるんじゃないですか、出来ないんですかそれは、

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 議員のおっしゃるとおりですので、そのようにできれば進めていきたいということで交渉しているところです。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時 9分

再開 午前10時17分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それではですねBの方ですけども築地Bの方ですけども、経過は、どうなってるんですか、何か聞くところによりますと電話して、あれすると手紙書いてくれということで、手紙出すと音信不通で、また電話すると手紙書いてくれと、このようなやりとりで交渉が進んでいないと。それから代替わりしてしまっって息子さんか何かわかりませんが、そういうような交渉には余りこう煩わしいものには、余り乗ってこないみたいなことを聞いてるんですけども、その辺の経緯はどうなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この件につきましては先ほど来、壇上で答弁をさせていただきましたように、築地Bにつきましては令和2年度の交渉において拒否されたのを最後に文書を送りしても返答がない状況で、現状では工事は困難と思われましてというふうに答弁をさせてい

ただいております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。再度言わしてすいません、これはあれしましたけども、町長若いんでね、本当壇上べらべらってしゃべられても、あれなんですよ、速いんですよ。ここで書けないんですよ。あれならば答弁書をいただければ、私はこれ1番、それ読めば頭に入ると思うんですけどね。それで2度も言わしちゃってすみませんですけども、今聞いているのは、それに対しての経緯はそういう令和2年度からなんですけども、じゃあ、そこで終わりなんですか行かないんですか、相手の所に行って、この津波避難道、それから避難道とは、とどういふわけか沢がみんなこうあるんですよね。命に関わる問題だから何とか交渉に応じてくれというようなことで、こっちから出向いて、その方に交渉するネゴシエーションするというようなことは、町としてはやらないんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 今後ですね、地権者の方にはですね、避難路の整備、また防災面ですね、その土地の關係の交渉をしていきたいと思っておりますので、また改めて現地へ行き地権者の方と行き会うことも含めてですね、今後進めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） あのね、そういうことはね町民、築地地区の關係する町民の方にね、やっぱり町民説明会というようなことで、やって、町がやっていただければですね、地区住民は安心すると思うんですけど、そういう考え方はないんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） ある程度ですね、交渉が収まって交渉の段階でですね、どのような形になるかわかりませんが、その都度、状況については、自主防災会長さん含めてですね、情報提供していきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは3の津波避難道看板の整備についてということで、これもですね、築地ABC、きれいにやってありましたけども、ABCだけじゃなくてその上の避難道の看板も付いましたね。これは、令和4年度の分が遅れて今やったということで、今回先ほどの町長の答弁ですと、令和5年度は、仁科と中地区ということなんですけども、先ほど来、出てました津波避難タワーの關係で、あそこに建つ予定だと正円の山ですね。貯水池がある方に逃げる。あそこの方の看板も今回整備するという事によろしいんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 仁科地区につきましては、正円の議員の御指摘の部分ですね、正円の排水地の所ですね、箇所とですね、あとは野畑地区とを予定しております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それですと、正円の方は避難タワーにも逃げることも可能ですし、今まであった避難道、避難地、これも両方使う、使う考えでよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 自分のお住まいの所もしくは、今、買い物で移動してることもありま
すから、近いところ逃げていただければというふうに思います。あなたは正円に住んでるの
で必ずここ逃げなさいという縛りはございませんので、その時に1番近いところ、両方御利
用いただければと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今ね、町長、仁科・中地区って言ったんですけど、防災課長、正円、
野畑、中は入ってないんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 先ほど私が言ったのは仁科地区の中ですね、正円と、あとは野
畑地区を予定します。それと、あとは中地区も、令和5年度で整備する予定であります。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 次にそれは、賀茂地区での中高一貫教育の方に行きます。これ教育長
の考えを聞いたわけですけども、1市5町4校での「サテライト制」。これは県がこのこと
を示し、グラウンドデザインっていう報道もあったわけですけども、4校1市5町での4
校では、おおむねなんか好意的に受けられたという新聞報道があるんですけども、存続した
いのでこれは存続するのに県が示したので、強力な存続の手段と「サテライト制」になるん
ではないかと私はそう感じてるんですけども、これ教育長私見だって言いましたけども、教
育長私見でもいいんですけど、教育長は西伊豆町を代表しておっしゃっておられるんですか
ら、私見がいちお公のものと捉えることもあるのでその辺はあれですけど、どうなんでしょ
う。1市5町4校での「サテライト制」、これが強力な存続、残すあれでの強力な方法、
案、グラウンドデザインにその辺が載ってくるんじゃないかなというふうに私は思ってるん
ですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） その時の説明の中では、あくまでもいろいろな制度「キャンパス制度」であったりとか「通信教育制度」であったとか、そういうありうる形態の説明をされたということで、これを進めるというものではなかったと思います。ですからそのグランドデザインってということも言っていたんですけども、どういうグランドデザインを考えていくのかっていうことをこれから検討していきたいという趣旨であったと思います。ですので県の方で考えているとか、そういうものは無かったと思ってます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 教育長ね、令和5年3月30日の静岡新聞ですよ。生徒減の賀茂地区4高校「サテライト制」提示、県教育委員これわですね、県が、県教委がですね、示したんですよ。県教委が示したんですよこれ。新聞によると、分校を含む賀茂1市5町の4校で、複数校舎を活用し、1校として機能させる「サテライト制」を導入案けん、県教委が示したと。ですからこれは、私はこの新聞を読んだ時に、もうこれは強力な松高存続の一つの道、強力な道じゃないかなと感じたわけですけど、教育長はそう、そうではないんですか。

○議長（堤 豊君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 私はそういうふうにはとりません、会議案の会議の方が出ていた時には、これを進めるという方向でいるというふうには解釈はしませんでした。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 会議の方に出て、そういうふうには感じなかったというんですけど、私はこれがですね結局ね下田豆陽会はですね、反応してるわけですよ。このいいいさん、1市5町4校での、「サテライト」に反応して、私が今、懸案となっているのは、もう、これが下田高校を核とした中高一貫制「サテライト制」になるんじゃないかなあというふうなことを1番提案してるんですけど、グランドデザインに乗ってくるんじゃないかなと思ってんですけど、いや、教育長はそうは思っていないわけですね。そうすると、そうすると西伊豆町の教育長、教育委員会の立場としては、どのような松高を存続にどのような、案を提案するのか、その辺を聞かしていただきたい。

○議長（堤 豊君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 西伊豆町としてどういうふうにしていくかってことについては、これからいろいろ町民の意見を聞いてですね、そういう中でやっていくってことがまず必要になってくるかと思しますので、今、これからワークショップとかそういうものを開く予定ですけども、その前に自分のほうでこうしたいっていうの言っちゃうってことになるとま

た、誘導されてるとかそういうなりかねないと思いますので、何ですか、町としてはこうしたいってことはなかなか言いにくい面があります。ただ自分としては、西豆地区にサテライト、分校制度であったとしても、残したいと、分校の在り方としてサテライト化というのが一つの名前、分校の在り方の中に、サテライト制っていうものがあります。そういうものが入ってくる可能性もあるとは思いますが。ただ、県のほうでは全部の市町、賀茂地区全部の学校でそれをやるというようなことは、話はなかったと私は解釈しています。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ならね、教育長、積極的にね、賀茂1市5町の4校、4校が例えば下田だと、もう1個ね、多分、私はなるんじゃないかと思ってるんですよ。だから、そういうときに、1校として、残る可能性を高めるならば、サテライトになったときに何が1番重要か。これITですよ。こういうふうに西伊豆町の教育教育委員会としては、IT教育、それを強めていって、後半のグランドデザインが出たときに、松崎高校は、いや、松崎地区はITの教育をちゃんとしてるから松崎高校に残そうかというグランドデザインなり得るんじゃないですか。私はそういうふうに考えてるんですけど、1市ね、教育これ、静岡の県教委が示したあれを、市長さんたちはおおむね良好に受入れて、教育長は、いやそれはまだ決まってません。そうですよ、決まっていないから。決まっていないから決まった時にこういうふうにする。それを今からやるんですよ。松崎を存続するように、残すように、そうじゃないんですか。だから、1市5町4校でのサテライト決まっています。私が出たときにそうでした。それはそうでしょう。だけど、県がこういうふうに県教委が示したんだったら、やはりそれに対抗するものを西伊豆の教育委員会として示さなければ、例えばグランドデザインに入れさせなければ、(2)にもなるんですけど、西伊豆中学、松崎中学校ね。松崎高校あれした、そういうあれはありませんって言うけど、そういうものを提案していく、西豆地区から提案していく。こういうことが松崎高、松高存続の手段となるんじゃないですか、私はそういうふうに考えますが、いかがですか、教育長。

○4番（堤 豊君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 先ほど高校がサテライトかっていうことで、下田高校ともう一つの学校っていうような発言がありましたけども、下田高校が本校なってあとほかの3校が分校、南伊豆分校のように、稲取は松崎は分校という形になることもあるのかもしれませんが、あるいは、下田に1校にまとめてしまうというのものもあるのかもしれませんが。それはまだ、県教委のほうではこちらだっただけのこと出してないですよ。その中で分校化の在り方とし

て分校の在り方として、サテライト制を取り入れるっていうこともありうるという説明だったと思います。ですから稲取高校は単純な分校にする、松崎高校は分校としてサテライト制を取り入れるという、いろんな話し合いはこれからされていくのかなというふうに思っています。それであと小中一貫校のことだ、中高一貫校ですか、そういうこともあるので、そういうそれも含めて考えながら、松崎とも相談しながら、慎重に考えていく必要があると思っ

○4番（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ねえ、そういうふうにあるんじゃないですか。稲取高校は分校ね。南伊豆分校は、あれは農業高校ですから。農業に特化している。ねえ。これからのことを考えると、食料生産、SDGs、持続する。日本食料、こんなことを考えると、農業高校のあれは15人以下だったら、あれを募集をしないみたいなこと書いてありますよね。だから、そんなことを言ってるけど、農業高校といっても、あそこ農業を卒業して農業につく方はほとんどない。だから、その辺も、あれですけども、それで言っていると市4校分のサテライトだけじゃなくて、稲取高校はね、分校にする、電車が通ってますからね、分校にする。松崎高校は、サテライトだから、そういうときにね、やっぱり、県がランドデザインをつくるときに、意見を県が勝手にやるわけじゃないですよ。南伊豆、松崎、西伊豆、下田市も入るのかなー、聞くわけでしょ、皆さんに。だからそこそこのときの意見の意見を言うときに、うちは開いて、IT産業のこういうプログラミングのあれもやってますしこういうふうなあれで、サテライトになったとしても、松崎高校を残しただければ、地域の中学校の、方々が、松高、松崎高校に、サテライトになってるのをOKですよみたいな、そういう意見を取りまとめてランドデザインをあれするときに、そうすれば、県だってですね、そういう状況があるのか。考えるんじゃないですか。その辺はいかがですか。ITを充実するみたいな考えはないですか。

○議長（堤 豊君） 教育長

○教育長（鈴木秀輝君） サテライト制度っていうのが、いわゆる分校ですよ。普通の分校はその学校にいる先生方だけで授業を行って、授業もその生徒たちだけで行います。サテライト制については、その中で、例えば数学ならば、中学の授業だけ本校の校舎と、いわゆるZoomとかそういうものでつないで、同時に、両校舎、松崎高校にいる校舎の生徒と松下田高校にいる教室にいる生徒が同時に授業を受けると。だから、松高に居ながらにして下田高校の生徒の意見も聞ける事業ですよ。そういうのがサテライト制度ですよ。ですか

ら特に、ITの授業をやろうというものでは、プログラムの学習を進めるだとか、そういうものとはちょっとまた次元が違うところですので、その中で、いや松崎高校は、専従の先生たちをそろえてもらって、単純な分校として、今まで、土肥とかやってきたような完全な分校としてっていうのがいいのかですね、またそういうサテライト制度で、いわゆる、向この学校の生徒と一緒に授業を受けられる、そういう仕組みを取り入れるのがいいのか。その辺はこれから考えていかなきゃなんないものだと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私の言い方が悪かったのかなー、私はそういうことを言ってるんじゃないんで、サテライトだとう1人の教授がいて、今言ったように、下田高校では生の授業が受けられるけど、松崎高校では、画面を見ながらあれをキーボードをいろいろたたきながら、授業を受けるんじゃないんですか、違うんですか私の考えが間違ってるのかな、私はそういうふうになるんで、IT教育をもっと充実したって言ってんですけども、そうじゃないんですか。

○議長（堤 豊君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） いわゆるZoom会議と似たようなものだと解釈したほうがいいかなと思います。パソコンで打ち込み合っとかっていうものでは、だけではないと思います。今、小学校中学校の授業でもいろいろノートを使って、自分のまとめたものを発表したりするのをパソコンを使って、発表するものもあります。これは、先ほど制度になっても本校でも分校のほうでも同じように、そういうものを取り入れる事業もあれば、そうではなくて、本当高校の授業の中で、互いに声、自分の意見を発表し合うという形態のものもあろうかと思います。その中で、キーボードを使うかどうかはその授業の中の形態によって変わってくると思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） どうも概論を言ってるんですけどいいです。2のほうに行きます。松崎高校における中高一貫校、これは、グランドデザインにですね、ゼロに近いのかっていう、私聞いたんですけど、教育長の答えは、地域協議会で、そういうようなことを話し合っっていうことなんですけども、これはそれでは、松崎高校、サテライト制を導入する前に今、松崎高校を核として、西伊豆中学、松崎中学の統合も、あり得ると。ゼロではないよと。グランドデザインのものは、すみっこのほうに出てきますよ、こう考えてもよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） ゼロではないとは思いますが、ずっとここでゼロとは言えません。ただ、今、子供の現状を見たりしたときに、今小中一貫校というのは全国的にも、今とり出されています。それは子供の発達の過程とかですね、中1ギャップの問題とか、そういうものがある中で、解決する中で小中一貫校のよさというものが今注目されているところです。西伊豆町ではそれを目指してきたところですけども、この前の校舎の建設のほうで頓挫していますので、そこで、今、ストップしてる状態ですので、まだ、だからといって即、中高一貫のほうに切替えようという、ところではまだ、考えてはおりません。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

申し訳ございませんけどマイクを少し近づけて、お願いします。

○9番（堤 和夫君） はい。背が高いもんでね、何か前は下に台を置いてくれたんですけど、猫背になるもんでちょっと嫌なんですよね。はい、すいません。それではですねちょっと、西伊豆町としてはどういうふうを考えているのかっていう意見をね強く聞ききたかったわけですよ。例えば、下田豆陽会がですね、下田高校に中高一貫校の中等部を併設し、寄宿舎も設け、学校を問わず全国から生徒を受け入れる体制を整えると。県の教育長にね、これ要望を出して新聞載ってるんですよ。ですから、先んじて行ったなって感じを受けたんですけども、これを見て、教育長は何か考えるところがございました。

○議長（堤 豊君） 教育長。

○教育長（鈴木秀輝君） 下田豆陽ですか、その学校で出してるのはいわゆる、中高一貫校いわゆる県立中学の設置になるんじゃないかなと思います。中高一貫校で、今、文科省のおこなった認めてるのが併設型と連携型です。松崎中、西伊豆中と松崎高校はこの連携型中高一貫校ということで登録されております。ところが下田のほうは、これは併設型ということになりますので、設置者が同じものでなければ出来ませんから県立中学になると思います。したがって当然中学入試も行う。そこで、だからといってじゃあ、そこに下田に、その高校が中高一貫校が出来たから、じゃあ下田市は中学つくらなくていいのかっていうと、その義務を免除されるものではありませんので、下田市もそれとは別個に中学は用意しておかなければなりません。それが中学、一貫、下田の豆陽が行ってる一貫校に入れない生徒を受け入れるものをつくっておかなければなりませんから、ですから、先ほど言いましたけども、西伊豆のほうからも、何人かそういうところを目指して受ける子もいるかもしれません。でも、いや、自分ももっと沼津だとか菰山とかそういうところを狙っているからというようなこと

になれば、あえてそういうところへ、選ばないという生徒もいるかもしれません。いろんな、学校の選択肢は広がるかなとは思いますが。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） すいません、今まで私、ずよう会、ずよう会って行って、とうよう会が正式ですか。豆陽会、議長、すいません、今まで発言した、ずじょう会を、豆陽会に議事録には、変更するように。

○議長（堤 豊君） はい、わかりました。

○9番（堤 和夫君） 訂正してください。はい。すいませんでした。これに関してですね下田と豆陽会からの各市町、市町に各町に相談するというので、新聞には載ってんですけども、働きかけるっていうふうになってるんですけども、下田と豆陽会からですね、当町への中高一貫校に関する働きかけはございましたでしょうか。

○9番（堤 和夫君） 教育長

○教育長（鈴木秀輝君） そういう話はまだ聞いておりません。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 質問しているとですね、後手、後手の感じが否めないんですよ。後手が有利なのか選定が有利なのかわかりませんが、もう少しこう、先手に動いていただきたいなあと感じてますけども、したら私としての意見を言って、言われると、これまた困るんですけども、私としてはITを事業をですね、充実する。それぐらいのことしかこう松崎高校を存続する、するには、もうこのサテライトでいくと思うんで、それぐらいの考えしかないんですけども、少子化対策、町長一生懸命やってるんですけども、町長だけじゃないんですよ。私も一生懸命やってるんですよ。ワサビの後継者に宮ヶ原にまた1人子供が生まれるんですけどね。そういうようなことですね、少子化のことはやってるんですけども、子供がふえない限りこう、だんだん、削られていく、高校、我が母校ですけども、なくなってしまう、なんか悲しさだけしか残らないような感じです。それで一生懸命存続に対して質問してるわけですけども、なかなか西伊豆、西伊豆町としての西伊豆教育委員会としての姿というの、今から教員に投げかけるっていうことなんですけども、できるだけいろんなことを討議して有識者にも投げかけてですね、やっていただきたいなと思います。それから最後のところにいきますけど、町長、西豆地域教育研究協議会では、県教委のサテライト性については話はないと。もう一度また、先ほど言いましたって言われるかもしれませんが、松崎高校の存続に関して、どのような意見が出されたのか、意見はどんな意見が出さ

れてそれにはどのような対応策があるみたいな討議がなされて、なされたでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほどまでの質問につきましては、あくまでも答弁を教育長に求められておりましたので、あえて私は答弁しておりませんが、機会をみてはですね、松崎高校の存続については多分、西伊豆町が1番頑張って県教委にものを申してると思いますが。私たちも率先して、県の教育委員会の教育長にですね、お正月に、もうどうしても残したいんでというようなことも含めていろいろ提案をさせていただいておりますし、松崎町とも、この件について、いろいろ懇談などもしております。この西豆地域教育研究協議会は松崎高校をどうするかというものではなくて、あくまでも西豆の子たちをどのように育てるかというのを、議題にする協議会でございますので、ここでは、うちと松崎町で予算を出していろいろなお手伝いをしてるんですけども、もう少し積極的に、この西豆の子供たちがですね、学ぶ機会、そして、いろんなことにチャレンジできるように、高校のほうで頑張ってほしいと。多少予算がかかるのであれば要求していただいても構わないというようなことも含めて、いろいろ教育の充実については訴えさせをしております。ただ、なかなか、そうは言っても、私たちの思うように、進んでいない部分がございますけれども、あくまでもこの協議会自体は、高校の存続を話し合う場ではございませんので、そこを間違えないようお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 教育を考えるのだから、高等教育までの存続じゃないけども話し合われてもいいのかなと思ったんですけど。それで私たちは言ってますっていう県に言ってますって情報が何もありませんよ、私はこうやって新聞の切り抜きで、下田高校とか、そういうあれの情報を得てますが、それじゃどういうふうなことをやったのか、町長、あれですよ、情報を開示してくださいよな、何をどういうふうに持ってきましたその件に。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、町のほうもですね、教育長のみならず、私も県教委が来て、いろいろな会合にも出席をしておりますし、お正月に提案に行った内容につきまして私は、ペーパーで全議員に全協でお話をしているかというふうに思うので、これを知らないというふうに言われるですね私たちも、困るわけです。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それではそのペーパーを見過ごしたのが、私のあれですから、また、そのペーパーをください。非常に、一般質問としてはですね、子どもの高校松崎の松高の存続というようなことで、下田豆陽会の甚だしい活躍が載っちゃったもので、非常にあせるなあーとなんですけれども、正月に何を町長と教育長がおっしゃってるのか、またそれを確認して、いろいろ検討させていただきたいと思います。以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時 6分

◇ 5番 芹澤 孝君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

通告6番、芹澤孝君。

5番、芹澤孝君。

〔5番 芹澤孝君登壇〕

○5番（芹澤 孝君） 早速、質問に入らせていただきます。

（1）不妊不育症治療と少子化改善について、不妊不育症治療は、少子化のソフト対策として有意義である。当町では少子高齢化が顕著で、現状のままでは、少子化の改善は難しく、難しいので、不妊不育治療の対象者、町独自の施策で手厚く支援するべきと考える。政策を立て、行政を進める当事者として、不妊不育症治療と少子化改善については、どのように進めるべきと考えているか。

（2）保険制度の抵触について、当局は、町の助成はほぼ保険制度に抵触しない部分、7回目から10回目で助成するのがベターであると判断したとしているが、合計に関して保険制度に抵触するとは、具体的にはどのようなことか。

（3）助成回数の7回目から10回目について。助成要綱の4条（助成対象経費経費等）において、②の質問を、7回目から10回目を助成するとの文言は無いが、どのような考え方か。助成回数について。

(4) 助成回数について。助成実施要綱において、助成回数を4回、40歳以上の助成は3回とした根拠は何か。

(5) 助成対象について。不妊不育症治療の助成実施要綱では、助成対象経費は、不妊不育症治療に要した保険適用外の会の医療費としている。助成が助成対象適用外のとの医療費とした根拠は何か。

(6) 助成額について。助成実施要綱において助成額を、対象医療費の10分の7以内、限度額15万円以内とした根拠は何か。

(7) 不育症治療について。助成要綱の変更に伴い、名称が不妊不育症治療費助成実施、助成事業実施要綱となり、不育症治療への助成が明記されているが、不育症治療を助成することにした理由は何か。以上です。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

不妊不育症治療の助成についての（1）不妊不育症治療と少子化改善について、につきましては、不妊不育症治療費助成事業も当町で実施をしております。少子化対策の一環として捉えております。

次に（2）の保険制度の抵触につきましては、不妊治療が保険適用になったということは、他の疾病と同じ位置づけになったということでございます。これにより国や県は、これまでの助成を廃止したことから当町も同条に、同様に廃止することも可能でございましたが、少子化対策の一環として保険適用外については、町独自の助成として4回、15万円を残すこととしました。県内では、国、県と同じく11市町が助成を廃止し、西伊豆町を含む23の市町が独自の助成をしていることから、それぞれの市町の考えのもとで運用されており、どこが正解で、どこが不正解というものではないと思います。見方によってよくも悪くも見えるということだと思います。

次に（3）の助成改正の7回目から10回目について、助成要綱の第4条のことをお伺いされております。当町の実施要綱第4条第1項には、保険適用外の会の医療費と明記されております。国の保険適用治療の回数制限が通算6回目までとされていることから、便宜上、7回目から10回目と説明をしておりますが、仮に1回目の治療から保険適用外と診断された場合や、回数治療の途中、数回の治療の途中で保険適用外の治療に切替えた場合などは、そこから助成対象として申請を受け付けます。ですので考え方といたしましては、保険適用外の助成を通算

4回まで申請できると御理解をいただければと思います。

次に（４）の助成回数について、助成回数を４回、４０歳以上は３回とした根拠をお尋ねです。助成回数を４回にした根拠でございますが、保険適用の場合、通算６回までとなりました。７回目以降は自費となりますので、７回目以降、町が４回分助成をするということで、保険適用６回、町の助成４回、合わせて１０回となるように、町の助成回数を４回とさせていただいたところでございます。４０歳以上につきましては、国の回数制限に合わせたものでございます。

次に（５）の助成対象について、要綱では助成対象経費は不妊不育症治療に要した保険適用外の会の医療費としている。助成対象保険適用外の会の医療費とした根拠はという御質問です。こちらにつきましては（２）の答弁と重複いたしますが、体外受精などの基本治療は全て保険適用となり、治療費が高額になれば高額療養費の対象にもなります。一方、保険適用外の治療を受けたい方にとっては、これまでどおり経済的負担が大きくなるため、４回、１５万円の助成をすることといたしました。

次に（６）の助成額につきましては、各医療保険法におきまして、不妊治療は、疾病と位置づけとなったことから、自己負担額が３割となりました。したがって、これと同様に、町は３割の自己負担額を除く７割を助成することといたしました。限度額はこれまで同様、１５万円を継続するとしたものでございます。

次に（７）の不妊不育症助成について、名称が不妊不育症治療費助成事業実施要綱となり、不妊不育症治療への助成が明記されているが、不妊不育症治療を助成することとした理由は何かというお尋ねです。昨年度の改正前も不妊不育症となっておりますので、不妊不育症に対する助成は、これまでと変わったところはありません。以上壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） ５番、芹澤孝君。

○５番（芹澤 孝君） 最初、何ですか、不妊不育症治療と少子化改善については、どのように進めるべきかっていう、考えてるかっていうことについてですけど。まず最初に、国は不妊治療のメインであるですね特定治療と言われる体外受精、顕微受精への支援を平成１６年に、１年度に１０万円給付、通算２年間として開始し、不妊不育症治療が保険適用になる令和４年までに１２回の制度改正を行いました。特にですね、時の総理大臣が令和２年より、少子化対策等に力を入れてですね、保険適用の開始までのつなぎとして、補助対象者の所得制限撤廃、通算助成回数、上限回数も制限廃止、助成額を１日３０万円に引き上げるものを大きく拡充しました。それに対してですね、各地方自治体の役割としてですね、少子化対策基本法

ではですね、母子保健法医療体制の充実等で、第13条の2、国及び地方公共団体は不妊治療を望む者に対して、良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるように不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとするという義務づけがあるわけですね。その自治体に各地方自治体は義務づけに対するね、経済的にはね上乗せ補助を独自の上乗せ補助してきたわけです。西伊豆町も令和4年までは対象者に上乗せ補助としてですね、国県の助成金30万円を除いた治療費に対して15万円を限度として、10回まで助成しており、なかなか評価できる上乗せ助成だったと思います。一方ですね、多くの不妊治療者に言えることはですね、不妊の知識が不足していてですね、年をとってからの治療を開始するために妊娠しにくいことがですね、この日本の妊娠率が低い原因とされてるわけですね。そうするとこの不妊治療の情報提供、不妊の相談の重要視されなければなりませんけど、町のホームページの補助金助成金一覧にはですね、不妊不育症治療の助成金は載っていません。健康福祉の健康係まで掘っていかないと情報が持っていないし発見し、情報発信も十分とは言えません。ネット世代の方における構成では、またないようだと思います。西伊豆町の過去10年間で特定不妊治療事業利用者のは、22組だったわけですが、これもセーフティーネットからこぼれた方はいなかったんでしょうか、疑問に思います。これまでの情報提供、不妊の相談の政策は、どのように行われてきたのか、今後の展開についてはどのように考えているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、制度がですね、この令和4年から大きく変わりました。それに伴いまして、各市町がそれぞれ対応しているということになっております。まず、これまでの情報発信の方法については、様々な方法があったとは思いますが。広報でしたり、あるいはホームページ、確かに見にくい、わかりにくいとか探しにくい。どうい、お声がありましたのでそこについては検討の余地もあるかなと。一方でホームページの構成の関係もございますのでそこについてはまたちょっと検討したいなと思います。で、具体的にはですね、これまで、出産前あるいはですね、お子さんが出来た方も含めてそうなんですけども、直接、町の保健師とですね、そういった方々というのは、電話とかそういうものではなく直接相談に乗ってます。窓口に来られる方もおりますし、そういったところではやはり制度っていうのはこういうものがありますよとか、あるいは、子供が生まれてからですね、ということも含めまして、多くの制度をそこで話合いを持ちながら進めてきたという経緯がございます。ですので、それが第一子になる方もいれば、初め、まだ1度も出産した

ことがない方もいらっしゃいます。それぞれのケースに合わせて、保健師のほうで制度を踏まえた中で、御説明をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君

○5番（芹澤 孝君） 私はだから、続いて今後の情報発信、相談についてはどのように展開していくかってことを聞いてますけど。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、質問されましたので、私今ここでグーグルですね、西伊豆町スペース、不妊治療で検索をかけました。トップに出てきますんで、情報伝達はうまくいってるもんだというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、今後の進め方ですけれども、今回改正が行われたのが昨年ですので、それについては広報にしいずのほうにも載せさせていただきました。体制としてはこれまでと変わらず、相談につきましては窓口といたしますか、健康福祉課のほうで、窓口となって対応を続けたいと思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 町将来を見据えた場合ですねこの人口減少の要因でもある、少子化が激しい町としてはですね、ただ単に、事業の費用対効果を考えるのではなくですね、町の存続を採用する人口減少をおくらせる手だてとしての少子化対策として、不妊治療に思い切った助成を行い、町内外に発信すればですね、町内に不妊治療に迷っている方、諦めている方、また、情報に接していない方など潜在的な方の掘り起こし、または、移住者の呼び込みのきっかけにはなります。思い切った例としてですね、常陸大宮市の鈴木定幸市長の例を紹介すればですね、不妊治療がかなり出費となります。しかもそれは自己負担でやったとしても子供を授かり保証はありません。身体的苦痛を伴うこともあります。少なくとも金銭的な部分ぐらいは、行政で助けてあげるべきではないかと考えたのです。としてですね、保険適用の治療は自己負担の3割と保険適用外となる先進医療についても全額助成、39歳までの方が6回と、保険の対象となる回数が決まっていますが、6回を超えた後の10割の自己負担についても全額助成します。これによって短期間ですね。助成、治療助成者の60人申込みがあったそうです。高齢化が分かるようにですね、思い切った政策をとり効果があるわけですね。当局のように国保事業の在り方などをですね理由に事なかれ主義的な考えでですね、最小限度の助成に抑えを抑えようとしているが思えません。国保以外の各医療保険の被保険者

も町税を払っていて、その町税は国保に入っており、助成を受ける権利があり、充実した助成を受けたいと思っています。この助成は一般会計の保健衛生費で国保を含む各医療保険の被保険者を対象として行うものであり、町の福祉の姿勢を示すもので国保と別です。町の存続をですね、大局的に考えて、この大命題であるですね町の少子化対策、ひいては人口減少に寄与する不妊治療の助成に思い切った政策をとることを、町長に期待するすが、いかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 私たちも芹澤議員と同じ考えでございますので、先ほど壇上で答弁をさせていただきましたように、県内では、国県と同じく、11市町が助成を廃止しております。しかしながら、西伊豆町を含む23の市町が独自に助成をしているということでございますから、芹澤議員の非難には当たらないのではなかろうかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 助成はしているけど、その思い切った助成をしたらいかがですかということ言ってるんですよ。助成するかしないけどないですよ。あとの質問をですね、理解してもらうためにですね、県の不妊治療事業と町の不妊治療の大まかな流れとしてですね、国が平成16年体外受精、顕微受精を特定不妊治療事業としてですね、1年度10万円、通算助成期間2年としてですね、制度を開始し、都合12回の制度改正を行いですね、令和2年度では、1回の助成額を30万円。助成額1市ごとに、助成回数1市ごと、40歳未満6回、40歳から43歳未満3回とし、助成回数そのまま、この助成回数をですね、そのまま令和4年開始の保険制度に引き継がれました。一方町の助成事業はですね、平成25年度に初めて開始されてですね、施行され、不妊治療費助成事業実施要綱を設置したわけですね。助成額は、国県の特定年治療補助金を受けた場合はその額を治療費から引いた残りの額で15万円が限度で、助成額は10万円。結果、国県の補助、当町の補助を並行して受けられて、限度額15万円、10回の助成内容は、令和4年まで変わらず維持されたわけですね。都合、町額は5回保険適用になるまで5回要綱改正を行ったわけですけど、保険制度を保険適用制度を受けての令和4年度の改正でですね、助成対象は、保険適用外の換えの医療費、助成額は、医療費の7割で15万円以内、助成回数は4回、40歳以上3回となりました。これが今まで保険適用になるまでの要綱の変化っていうか、流れですね。それで町が言うですね、町の助成制度に保険制度に抵触しないように助成するということについて質問したいと思っておりますけど、当局の言う保険制度に抵触しない部分も、7回目から10回目とですね、保険制度の生殖医療、生殖

補助医療制度、簡単に体外受精、顕微受精等の保険診療の制限回数6回からのカウントする7回目から10回目ですが、それなら保険適用の制限回数6回目以内のかいに町が助成することは、保険制度に抵触することになると受け取ります。この場合、保険制度とですね、国保だけでなく、各医療保険も対象となるわけですが、ほかの各医療保険においても、これは抵触するのでしょうか。抵触とはですね。法律規定の違反を指します。この国保の場合抵触とする場合、根拠法令は国民健康法の何条となるのか、その内容は。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） これは国保に限らずです。多くの医療保険法がございますので社会保険もあれば、国民健康保険もございます。私たちが判断したところはですね、いわゆる保険法の適用を受けて今回、制度改正が行われたと。それに対応して1回から6回までという回数が決められたわけですね、その部分については一般診療と同じくくりになったということですので、まずそこは一つ保険制度を第1と考えました。つまり、この不妊治療だけに限らずですね、一般的な保険を使っている診療も含めた中で、当然、多くの方々が医療機関にかかると3割を負担しているわけですので、それと同じものというふうに捉えているわけです。で、そこについて助成をするか、すべきではないかというところは、各市町それぞれの判断になります。西伊豆町としてはですね、そこは保険の部分ですので、そこを除くそれ以外の分、言ってみれば、6回目まで回数がされた方が、7回目以降も続けたいという部分に対して、町が助成するというふうに考えたわけです。この割合についてもですね、全額、先ほど議員が申しましたように、全額負担する自治体もあれば、2分の1のところもありますし、西伊豆町のように10分の7というところもございます。それもまちまちですので、どこが正しいとか、どこが間違ってるということはないというふうに私たちは解釈をしております。ですので、もちろん財源のほうは一般財源になります。これは国保とは別ですので、ですけれども西伊豆町としては、今まで一般会計の予算で全額負担してたわけですが、この制度が変わったことで、今度は、各保険者がその7割を負担するわけですね。つまりそこには被保険者がいるわけです。で、なおかつその方々の税金を使うということですので、当然7割プラス α の負担がそこで出てくるわけです。果たしてそれが本当に正しいかどうかということになりますと、これは、各自治体によって考え方がございますので、当町としましては、その部分を保険、いわゆる自己負担の3割の部分に充てるのではなく、それ以降の分について充てましょうということが、当町の考えとして、一つ定めたということになりますので、これを芹澤議員のほうでですね、もっと手厚くという考えもそ

れも一つあるかと思えますけれども、現段階におきましては町がこれが1番、よかったかなというふうには思っております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやあ、私は、だから、抵触するって言ってるんだから、抵触する根拠を示せて言ってるのになかなかと、何か、その過程のことを言っていてですね。全然、答弁になってないんだけど、もうここにですね、この大分県のもので、国崎市の不妊治療助成制度、御案内令和5年3月1日現在ってのがあります。そこでですね、国崎市が出してる回数の方ってことですね、ホームページ上にもう公開してるですよ。これはもう本当に、全国にもう知らせるわけですけど、これ保険制度適用と助成を一緒にしてるわけですよ。ねえ、これでも抵触するって考えるんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど来から課長が言ってる抵触という文言が気になるようでしたらそれは一度頭から離れていただいて、重複したというふうに捉えていただければよろしいのかなというふうに思います。ただ各市町によってやられてる制度はまちまちでございますので、先ほど壇上で答弁させていただきましたように、何が正解で何が不正解ということはなかるかというふうに思います。ただ少子化につきましては西伊豆町単独で少子化になっていることではなくて、国全体が少子化の状況でございますので、できるならば国が全て面倒見て統一した見解を出していただくのが1番よろしいのかなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） そうですよ。町独自の助成なんですから思い切ってやればいいんですよ。それでですね、この助成要綱の4条においてですね、②の質問7回目から10回目を助成するという文言はないかが、どのような考え方ってことなんですけど。要綱は要綱ってことは、要綱は自治体組織に内部の決まり事を規定したものでですね、原則として要綱に住民の拘束力をなく、役場職員が事務を執行する上での基準で、最も身近なルールなわけですけど、しかし、今までは要綱はですね、この役場の仕事ぶりを透明性を高め住民の名にさらすことですね、より適正化を図るために、どこの自治体もホームページ上にわかりやすく掲載してるわけですよ。要綱は基本的な大切なことから大綱的に期するっていうことになってますが、担当課、関係者だけが理解してですね、住民が理解出来ないようなものであれば公開する意味がありません。この要綱ではですね、当局の意図する保険適用の回数制限後の7回目から10回目に助成するということは理解できる方はいません。仮に、当局の意図す

るとおり、助成するのであればですね、大変重要なポイントであるが7回目から10回目の書き方については、直接的な記述はなく、住民に対して透明性に欠けます。あくまでも7回目から10回目のね、不妊治療に助成するというのであればですね、どのような回数を数えて7回目から10回目を助成するという直接的な記述にすべきではないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。実施要綱のほうには、おっしゃるとおり、7回目から10回という記載はございません。これは解釈の仕方になります。町長先ほど壇上で答弁しましたように、便宜上7回目から10回目というふうに、お話、説明をさせております。これがですね、保険の適用が最大6回までということですので、それを越えた分に対して7回目も続けて実施したいという方に対して助成をしましょうということになります。仮にこれが、最初の1回目から保険の適用を受ける、受けられない治療を始める場合、この方にとっては1回目も全額、自己負担になりますので、その方にとって7回目ではなく、1回目になりますので、それについては、この要綱で書いてあるように、7回という示しをしてしまいますと出来ませんので、そこはあえて記載のほうはしておらず、保険の適用にならないところを4回までということにしておりますので、あるいは先ほど町長申しましたように、途中までは保険適用でやってたところが、それでは妊娠が難しいということで、治療方針を変えた場合、3回目から変えましょうってなった場合は、そこから1回2回ということカウントできるということでそこも町が助成できるようにそういった弾力的な運用ができるような、要綱の作り方を考えてこのようにしております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 弾力的な運用できるように書いてあるって言うけど、助成、保険適用への回って書いてあるだけで7回、それで課長がくれた資料によれば、保険適用外の回の後の、回数制限後の7回目から10回目に助成しますと書いてありましたよね。それで最初から保険適用外の方は1回目から助成するって言って、4回ね。4回、最初の10回から比べたら随分少ないんだよね。10回ならないじゃない。そうよね。4回しか助成しないって言うてるんだから。矛盾し、矛盾してるっていうかもう作り方は全然、粗雑だと思いますよ。助成要領において助成回数をですね、4回、40歳以上の女性は3回とした根拠は何か。1、町の平成25年度の施行のはじめいて不妊治療実施助成実施要綱ですわね。助成回数は10回として年齢制限がないことから、国の平成23年特定不妊治療支援事業の制度改正で行った年間2年、年間2回、5年間、通算助成回数10回、年齢制限をなしとしたことになっているわけで

すけど、国がその後制度改正を順次行い、国県の助成回数は保険適用の前の令和2年度にはですね、1市ごと40歳以下6回、43歳以下等は3回となり、それらにはですね、医学的エビデンスがあるとして、保険適用ではそのまま引き継がれ運用されることになったわけですね。しかし、町の要綱はですね、保険適用を受けても令和4年11月に改正するまでは、助成回数10回制限なしを維持し、国県の助成回数と乖離したまま進んできたわけですけど、これは、結果的にはもう対象者の方にはね、プラスに働いたわけですね。その理由は国県の助成を受けながら、同時に町の助成も受けられるね。トータル回数は異なりますけど、国県の助成、町の助成、二つの助成が並行して受けられたことが理由として挙げられます。国県の助成回数の制限によりですね、町の助成回数10回のほうが大きいので国県の助成が終了してもですね、不妊治療を続ける場合は年齢次第で国県の助成により余分に4回、7回、最大10回まで、町の助成を受入れられることになりていたという経緯があるわけですけど、助成回数10回制限なしをですね、町の過去10年間の不妊治療助成の利用回数が1組平均4.1回であったことから、なども十分に治療対象者に寄り添った不妊治療助成事業であったと考えられますが、今回、助成回数の削減及び年齢制限による助成切下げが助成対象者の方に与える影響については考慮したのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今、芹澤議員がおっしゃった前段の部分につきましては、国が制度改正したものに合わせて町も本来行うべきところではございますけれども、事務方のほうが少し間に合わなくて重複してしまったということにつきましては大変申し訳なかったというふうに思います。ただ先ほどおっしゃっている1人の平均が4点いくつということにつきましては全て網羅した中で、この制度新しく西伊豆町の制度をですね、行ったとしても、今までの方たちに御迷惑がかかることのないようになるべく配慮をさせていただいて今の制度をつくってきたというふうに考えておりますので、議員の質問につきましては、クリア出来ているのかなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私はだから、この私から見れば助成削減になったんだけど、これをたい治療対象者の方に対する影響についてはどのように考えたかって、考慮したかってことを聞いてるんですけど。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 影響につきましては当然、保険適用になったことによってプラスにな

った方もいればマイナスになった方もいらっしゃると思いますので、全く同じ制度で動いてるわけではございますので、その辺の出っこみ引っこみはあろうかというふうに思いますけども、今までの制度と比べまして新しく取り入れた国の制度と西伊豆町の制度を合わせても、多大なる御負担をお願いするというような事案は発生しないというのが過去の事例の形をこの制度に組合せて計算をいたしますと、そういう状況でございましたので、今までの制度とほぼ同等のサービスは継続出来ているという試算をいたしましたのでこの制度で今動かしているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次のですね。保険適用の成育補助医療の制限回数40歳未満6回、43歳未満3回の制限回数に、町の助成回数40歳以下4回、43歳3回を足して助成回数をカウントしてですね、特に40歳以下では、要綱改正前の助成回数と同じ、10回は町は助成しているとの考えですけど、この件について当局のいう町の助成とですね、保険適用の回数制限を超えた回の金額に補助することを指しています。この件、元来町の助成ってのは国県の特定不妊治療費の助成の不足分に対してのは、全額ではないですけど助成するもので、国県助成の独自、町独自の国県助成への町独自の上乗せ補助との位置づけであり不妊治療は保険適用になってもそれは変わりません。一方ですね、国保及び各保険、各医療保険による回数制限のある不妊治療は、国保を含む各医療保険の対象被保険者への保険の給付でありですね、現物給付と言われる医療の給付です。かつそれと、それどころか財源は、かつそれぞれの財源は町の助成は町の一般会計と、医療給付は、医療、医療保険とは全く別のところ、ところですよ。したがって、町が助成する行為と保険適用の不妊治療の行為は、全く別の性質を持つものであり、国保及び各医療保険による治療回数を町の助成回数と合わせ、元の町の助成回数と同じ10回であるとするのはですね、言い方悪いですけど、人の禰で相撲をとる類いですよねこれ。本当、詭弁にしかならない。また、国保以外の各医療保険者による保険適用により治療回数をカウントし、町の助成と4回とあわせて、もっと同じように10回と助成し、資すること。言っていることにはことはありません。現状の要綱のままいけば、町の助成はあくまでも、4回と3回です。制度に従った結果であるという意見がありますが、町の助成回数は国県の制度には何ら足ばくされず、町独自で決めるものであり、少子化対策の本気度を示すものです。同要綱の目的は、少子化対策のためとうたっているように、内容によっては、町の趨勢を左右する可能性もあります。助成回数の在り方については、再検討すべきではないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 町の助成ですのももちろん町単独の要綱で運用しております。その芹澤さんおっしゃるように、国県の上乗せでということになりますと国県は今回この助成をやめたわけですから、うち以外の11市町もですね同じようにやめたということも、それもあつ、あるわけですけど、西伊豆町はそこをやはり残そうということでやっておりますので、それぞれ市町において内容は違いますけれども、町としてもこれは、少子化の一環ということなんです。あえてここだけをですね、不妊治療だけを少子化というふうに捉えているわけではなくって、様々な少子化子育ての事業を行っている中の一つというふうに捉えて残してあるわけですので、そこについては町としても、御満足いただける内容ではないかもしれませんが、それぞれ多くの助成の中の一つとして、残したという経緯がありますのでそこは御理解いただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君

○5番（芹澤 孝君） 今ね課長が、助成回数、国がなくしたから、それにつれて町も変更したっていうようなこと言いましたけど、国は助成は続けているけど、助成はしてたけど今度は、医療の給付って形で助成をしてるわけですよ。それに対する上乗せっていうことは変わらないわけですよ。やらなければならないことは町のね。それをそこを勘違いして、全部で10回だとか、ほかの市町では削ってるよとあるとかね。ことはずっと不生育化対策に対して、本当に真剣に取り組んでいるかということ疑問に思います。削ってるよとこっていうのは、大概、大都市でしょう。もう本当にやったら、きりがないうか、お金がもたないっていうね、そういうことでみんな削ってるんだと思います。そうですね。国は今日まで助成制度、何度か行ってきたわけですけどそれらに影響されず、町は、今回の要綱改正まで、制限回数なし、回数10回を維持してきたことは評価します。しかしですね、今回、改正要綱改正は4の3条の助成回数を4回、40歳以上の女性は3回との年齢と助成回数の制限が新たに加え、加えられましたが、年齢と回数制限は本来の趣旨から外れた。運用をしているのかと思いません。年齢制限とね、回数制限の考え方ってのは、国が平成28年に完全実施した、40歳以下6回、40歳以上43歳以下未満3回、40歳以上は助成対象外。年間助成回数及び通算期間の制限の廃止によりまして、しましたけど、その根拠ですねこの考え方の根拠は、国の不妊治療を行い分娩までに至る割合は不妊治療6回までは、回数を重ねるほど明らかに高くなりますが、6回を過ぎると増加傾向が緩慢になり、治療出産の90%が6回までの治療で終わると。治療であったと、いうことです。39歳までは治療回数を重ねるほど、出産までは

増加しますが、40歳以上では回を重ねても、割合はほとんど増加しないということであるわけですね。以上のもう医学的知見により40歳から6回、40歳以上は治療時間がかかることと、諸外国の例を参考にして3回としたわけですが、この年齢と回数の線引きとしてそれが医学的に妥当とされですね、保険適用に引き継がれたことになったわけです。保険適用の年齢制限と回数制限をこのようにですね、医学的、根拠をもとにですよ、正当性がありますけど、助成要綱の助成回数4回、40歳以上の助成3回は、どこに正当性があるんでしょうか、わからない。また、保険適用の治療6回が終了した後の4回を助成するので、改正前の要綱と同じ10回を助成していることになるので、町の助成は削減していないなどと不妊治療における国保及び各医療保険の給付と、町の助成制度を混同しているとか思えない説明があったことは、がっかりするもので認識を疑います。また、不育症の治療は、不妊治療を行っている間に治療が必要となり行うのが一般的ですが、治療には何年もかかる場合があるので、年齢制限による助成回数の減少、不育症治療自体の回数の増加による助成回数の減少などが考えられます。保険適用のですね、治療終了後の4回3回だけを助成することという単に町の負担を減らそうとしているだけですね。どこにその根拠があるのかわかりません。不妊治療も対象者に寄り添っているととても思えない。もう一方の少子化対策である。移住定住者、とつても他市町より見劣りするも、見劣りする、見劣りする内容であってですね。先ほどから、先ほど来から言っている、大命題である町の人口減少の対策としての少子化対策を魅力のないものにしていきます。要綱4条3の助成回数は、4回を限度、40歳以上の女性は3回を限度とする。正当それは、どこにあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） エビデンスはございませんので、6回4が10というエビデンスはございません。当然、国のほうが6回というふうに決めたのはるる、今、芹澤議員が説明をされたものを根拠に、6回であるとか3回であるというものを決められたんだろうというふうには思います。ただ、私たちはそうは言っても、6回目まではうまくいかなかったけれども、もしかしたら7回目チャレンジすれば、子どもができるかもしれないという方たちに、あと残り4回できるチャンスを与える必要もあるだろうということで、プラス4という数字を出しておりますので、エビデンスがないということであれば、国の方針に従って、プラスはやらないということを決めるのが1番妥当性はあるんだろうというふうには思いますが、私たちはそういうことではなくて、過去に6回以上で妊娠にこぎ着けた方もいらっしゃるという事案があるのであれば、そういった幅を持たせたいということで、増やしているという

ことです。根拠がないということであれば、やめたほうがよろしいかと思えます。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次に助成対象保険適用外の回の医療費とした根拠は何かってことは、何か全然わかんない。だけど、保険適用外の回の医療費の文言をですね、限定的な意味合いで使ってるようですが、この要綱の内容からそれをですね、私たちが、ただ見ただけは酌み取することは出来ません。要綱は行政の規範、要綱によって住民の直接、直接住民の権利を規制しですね。義務を果たすことが出来ない例えば要綱の中で住民のなすべき行為、申請届等、責務を定めていたとしてもですね、それは行政内部に対しての事務処理方法を示しただけでありですね住民に向けたものではないとされています。それからするとですよ、今回のこの補助金イコール助成金保険適用外の回とみなす規制すると、規制することはですね、不妊不育治療助成制度において、治療対象者イコール住民の権利を規制しているんじゃないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。規制してるということでおっしゃってますけれども、要綱ではですねやっぱりそこははっきりとうたわなきゃわかりにくいので、保険の適用の部分ではない部分という意味合いでございますので、これによって不妊治療の助成へに対して何かその規制をするという意味合いではございませんのでそこは、そういう意味で適用外というふうにわかりやすく、表記したつもりでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） その保険適用外がだから、町の意図する想定する保険適用外としては、見る人はわからないってことを言ってるわけですよ。保険適用外をですね保険制度の補助医療の制限回数である6回または3回をですね使い切り、保険治療が出来ない状況だけを

考えていますけど、保険適用がほかに何らかの理由です、保険診療と自由診療の組合せである治療の混合治療ですか。それと保険診療と国の認めている先進医療との組合せの治療の場合の先進医療があります。向こうの何らかの理由とです、一連の治療の中に保険診療で行う内容と自由診療で行う内容が混在してる状況を言うわけですけど、例えば保険診療です、進行している保険診療を進行して行ってる最中に、保険で認められてない薬を使った場合や保険で認められた以外の方法を行った場合は、また、採卵を保険で行いその後の胚移植を自由診療で行った場合など全て混合診療となり、全額自己負担となります。先進医療もですねこの妊娠率を上げようとするとは、当然利用せざるを得ません。この費用はですね、10万円以上かかるということが一般的なわけです。保険適用外等の文言をもとに西伊豆町の助成を、助成要綱は既得ですけど、保険適応が適用外が同様の条項なのか明記されていません。混合診療、先進医療も保険適用外です。これらの治療を受ける対象者は当然、助成されると考えていいわけでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 要綱でうたっているのは、保険適用外ということになります。保険適用外の部分であれば、対象となるというふうに解釈していただければと思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この保険適用外ってことをね、ずっと堅持するんであればいずれ今言ったことは、今言った治療例は、町の想定外と想定と違うけど助成の対象ということではないわけですよね。

○議長（堤 豊君） いいですか。はい、健康福祉課長。

はい、休憩。暫時休憩します。

休憩 午後 1時 6分

再開 午後 1時14分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 失礼しました。先進医療の場合もですね、数々の種類がございます。ですので、対象になるものとならないものが出てくると思います。ただそれにつ

いては明記はされてないんですね。ただ、申請いただく段階で、まず、もちろん御相談いただくとするんですけど、治療の経過の中に、例えば採卵から凍結に至る一連の治療を実施した場合、その中に先進医療を使ったとします。そうするとそこが保険適用外であれば、それは助成の対象とします。ですけど、その対象となる治療というのも一応ありますので、その対象となる治療の中に含まれれば、それらは対象としますがそこはまた別のものであるならば、それは対象外ということで一概にこれということではちょっとここでは申し上げられませんが、対象となるものもあると想定されます。ただ、こういったものが具体的なその他治療法が不妊のどこの場合の治療に値するかというのはケースバイケースになりますので、その都度、申請のあった方と決めていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長ね、先進医療保険適用外か適用じゃないかってことは、国がその治療を先進医療を不妊治療の先進医療として認めるか認めないか、認めているものか認めないかで決まるわけですよ。これ国が認めているものは、保険診療と同時に行っても保険適用外ってということで、治療費は保険適用外ってことで、自己負担100%なわけ。それだけのことですよ。認めてない部分については、それを使ったら、もう自由診療ということで、全額保険適用外、100%保険診療分含めてね。混合診療ってのは初めから自由診療と今後する、そんな保険適用外の部分を最初からわかってやるとね、言うわけですよ。その辺もう少しね、勉強して検討してください。えーとですね、不妊治療はまず基本検査から始まってですね、タイミング法、人工授精体外受精、軽微受精としてステップアップしていきますけど、タイミング法、人工授精をですね保険診療の回数制限はないわけですね保険診療において、だけど人工授精でもこの保険適用では自己負担は1万5,000円程度と定額なわけですけど、これでも何度でもね、受ければですよ。その他交通費等附帯的な経費が含まればですね、自己負担を多くなって、大きくなるわけですけど、それでもなおかつ保険適用外ではないということで、助成はこの町の要綱からすれば受けられない。以前は保険適用外になる前は自己負担は人工授精の場合5万円程度たすわけですけど、改正前の横からすればこれは全額助成の対象で、ほとんどカバー出来て払うことなかったということですよ。それでまた体外受精とこの顕微受精は、保険診療の回数制限、回数制限はあるものの保険診療により、治療費は高額で、自己負担も大きくなりますけど、人工授精同様に保険適用への条件のためですね、保険の治療回数制限を変える町の制限は受けられません。このことによって、このことまた不育症治療男性不妊治療も難しい治療で、保険診療の自己負担が大きくなりますけ

ど、当局の保険適用外の想定から外れるため助成されないこととなります。町の過去10年間のですね、不妊治療者の助成の利用平均利用回数は、先ほど言ったと思いますけど4.1回です。このことはですね、精神的、肉体的、経済的から負担からですね保険適用の回数制限、6回または3回を超えて、治療する人はですよ。町で言う保険適用外で保険適用への回えまです、治療する人はそう多くないわけですよ。そういうことがわかりますね。そうするとこの結果ですね、対象者にこれは助成救済ってということからはですねこの要綱は、乖離してるんじゃないかと。例えば不妊治療1回等検査から受精移植までの治療の大まかの工程は、検査から始まり、採卵、受精そしてパイオ体外受精または顕微受精、受精卵凍結保存し、受精卵移植となるわけですけど、この工程の間にですね、保険適用外である先ほどから言われている先進医療の治療が各行われ、行われるわけですよ。そのほかの1度の通院では済まず、もう何回も行くわけですよ。そういうことがもう精神的負担、または経済的負担も増えます。保険適用の体外受精費用を仮にですよ、50万円と仮定して自己負担を考えてみるとですね、自己負担3割に高額医療制度により対象者が住民税非課税の人は3万5,400円。年収370万円以下の人では5万7,600円、年収770万円以下では8万2,430円。年収1,160万円以下では、約16万7,400円が支払い限度額で、プラス先進医療費10万円前後1回の治療で払うことになるわけで、これは軽い金額ではありません。先ほど言いますけど1回の治療に何回も通院するわけでね、この精神的負担、肉体的負担それに付随する経済的負担を考えればですよ、保険診療の回数制限と並行して、町の助成として対象者の負担を少しでも負担を軽減するのが町の役割ではないでしょうか。民間の調査ですけど、治療を不妊治療の支援を手厚くすべきには、7割が賛成としています。不妊治療に対する経済援助の拡大は好意的に受け止められているとの調査結果を示すようにですね、ほかの被保険者が不妊治療の助成には、違和感を持っておらず、むしろ積極的に支援しろという姿勢です。支援を拡充することにですね、公平性に欠ける受益者負担は必要などと不妊治療者のことを深く理解しようとせずね、杓子定規に費用対効果だけで対応しようとする姿勢はいかがなものでしょうか。対象者を取り巻く諸事情を勘案してですよ、他市町では、不妊治療を慮って保険適用外などという政策は立てていません。ただしますから疑問を持たれるような保険適用外は撤廃すべきだと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） また、他市町から批判されるようなことを西伊豆町は行っておりませんし、先ほど来からずっと申し上げておるように、県内でも11は、国県の方向と同じよう

に、今まであったものでも、やらなくなっているところもございますが、残りの市町については独自の政策を行っているということでございます。また、芹澤議員のおっしゃることも一時あるかと思えますし、当然サービスはですね、いいにこしたことはないわけです。ですから、そういったものについては7割の方が賛成ということであるならばですね、国民健康保険の中で、全て見ていただいてですね、税負担を被保険者からいただければ、それで済むわけですから、これは国のほうでそういった方向を決めていただければ、全て丸く解決にはなかるかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） もう先ほどから言ってますけどこれ、町長も言ってますけどこれ、町自体の政策だと、町自体が決めるんだから、国がどうのこうのっていうわけでは必要ないわけですよ。助成実施要綱において助成額を対象医療費の10分の7以内、限度額15万円以内とした根拠は何か、ということですけど、要綱改正後に示す対象医療費とこの保険適用外の保険のきかない治療費の部分ですから、これは保険適用前の要綱改正する前と同じ状態なわけですよ。そういう要綱改正前の対象医療費の70%の減額削減はなくてですね、治療費の100%を対象医療としてきたわけですよ。助成額予算の減額は制度改正による削減ではないというよるもので、制度改正によるもので削減ではないという意見もありましたけど、それならばですよ。今言いましたように町独自の支援であるわけですから、助成金の制度を町が自由に決められるもんだ。対象者のことを考えればですよ。70%なんてこと言わないで元の100%に戻したらどうですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かに国が面倒見ていない部分については町の裁量でどうにかなるものではございますけれども、それこそ住む場所によって、そういったサービスを受け方が違うということは日本国民としてですね、あまりいいことではないわけですから、それは当然、国のすべきことを町のすべきことであろうかと思えますが、皆さんがそういうことをおっしゃるのであれば国の制度の中で全て見ていただければ、わざわざ市や町に判断を委ねることはないんだろうというふうに思いますので、私たちは国がそう言っている以上は、その制度に従い、それでカバー出来ないものについては今までの制度で対応しているということで御理解をしていただくしかないと思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） さっきから言ってるようにこの町のあれを示すもので、姿勢を示すも

ので、上乘せなんですよ。上乘せですね。最近町内で働いてるですねかなりの知人の方がですね、44歳で不妊治療に成功しですね、安定期に入ったっていう聞きましたが、長い不妊治療の間には、がん治療を行うですね、肉体的、精神的、経済的負担は大きかったということです。苦しい、苦しい不妊治療は、身近で当たり前に行われていると考えればですよ。町の助成を拡充するのは当然のことですが拡充するどころか、理解しがたい日本で、令和3年、3年度、250万円から令和4年度180万円と、70万円も助成額を削減してしまったことは全く、誠に遺憾です。助成額の決め方も要綱等とはいえ杜撰ではないのか、これは例えば、不育症治療は不妊治療が行っている間に治療が必要となります。行いますけど、一般的ですが治療には何年もかかる場合があるので、体外受精など治療が保険適用になる回数制限にも年齢制限により、保険治療回数が制限されるか出来なくなることも考える場合の助成。保険診療で不育症治療と男性の不妊治療を行う前の助成など、この両方合わせて行う場合は、例えば、ほかのある町では、合わせて40万円助成してるっていう自治体もありました。及びですね不妊治療の定額の一般不妊治療から保険診療に生殖補助医療保険診療と先進医療の治療、保険適用外の場合の生殖医療、生殖補助医療、混合診療が高額となります。時間のかかる不育症治療、男性不妊治療など多様なケース悪いですよ。治療費を一定ではないのに助成額を一律とすることは、対象者に対する配慮がないと思います。仮に助成額をですよ、一律とするなら、助成限度額を現在の15万円から大幅に上げてですね、対応のケース、全部に対応可能にするか、または治療内容によって助成額を何段階にもう分けてですよ。多様なケースに幾つも対応すべきではないでしょうか。ちなみに伊東市ですね、近辺の、1回の助成限度額30万円としています。しました今回、一夫、夫婦当たり通算で150万円。限度額だそうです。年度、所得、年齢、回数制限なしということです。どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） ちょっとあの、質問の内容はですね、ちょっとわかりにくかったんですが、もう一度その最後のところお願い出来ますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 助成額が、要綱では、一律15万円になってますね限度額。これでは多様なケースに対応し切れないから、もし、それでも一律幾らっていうことで決めるのであれば、全部のケースに対応できるように限度額15万円から、大幅に引き上げるか、または、多様なケース、各ケースに対応できるように助成額を小刻みに切るか、そして対応すると、それはすべきじゃ、そうすべきじゃないかっていうことです。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） 芹澤議員のおっしゃる御意見も一つだと思います。で、先ほどの一つの件数申し上げますと、不妊治療、それから男性の場合にも治療ございますね。それについては、それぞれ男性は男性で被保険者の1人として治療を受けるわけですからそれぞれが対応できると思います。もう一つのですね、例えば、先ほど伊東市さんの例がございました。それから芹澤議員がこれまでもほかの市町さんのいろいろ挙げてございますけど、議員のおっしゃる、どこまでが西伊豆町の要綱としてふさわしいのか、今では不足だとおっしゃってますけども、そういったことが思いがあるようでしたらぜひ、御提案いただきたいなと思います。町も必ずしもこれですといくということではございません。いろんな背景もございます。それから、あくまでもこれは町の制度の一環ですのでね。これだけで全部が子育てから、全て見てるということではございません。そういった財政ももちろんそうですけども全体の中での一つの要綱ですので、もちろん改善が必要というときがありましたらその見直しでも当然、やれる、やっていく必要があると思いますので、ぜひ、芹澤議員が、こういったものもいいということがございましたら御意見としてちょうだいできればと思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長が今の西伊豆町にはどうするのがふさわしいのか、どの程度の助成がふさわしいのかって言う言えますけどね。西伊豆町、令和3年度のですね、積立て現金高から、地方債高と債務負担行為、翌年度以降支払い予定が引いた額、つまり貯金から借金を引いた残りは、プラス23億2,500万円もあります。これがプラスってのはですね、静岡県内で西伊豆町だけです。知ってます。他にねえ、費用対効果は保険制度一般論にはしるので、費用対効果っていうことでね、保険制度のまた保険制度一般論に走るでなくですね、対象者に寄り添う政策をとるべきではないでしょうか。過去、10年ですよ、利用者が22組、ですだったわけですよ。これで負担が幾らふえているのか、財政が幾らか圧迫されるというんでしょうかね。疑問に思います。そして最後の不育症治療を助成することにした理由は何かってことですけど、このところでの不育症と流産あるいは死産の経験が2回ある2回以上ある状態です。このことを要綱に説明し不妊治療と別に不育症治療の要綱に設けている自治体もあります。不育症治療は、不妊治療と違い保険適用において回数制限年齢制限がなく保険適用外の不育症の先進医療を国県が5万円助成するほど、治療には時間と費用がかかります。同じ要綱内でこの不妊治療とね、不育症治療は別なものなどで、助成内容が同じ

というのは、助成される側からすれば疑問があると思います。不妊治療と不育症治療を別々に要綱するか、または、同じようなことで今のままいくとするのであればですよ。両者の助成内容を検討し直しそれぞれ、助成内容を要綱にする、内容を変えた要綱にすべきじゃないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、芹澤議員のおっしゃる意見もあってしかりだと思えます。静岡県もですね、不妊はないけれども不妊症の助成をやってございます。西伊豆町のよ様に、一つの要綱でやるところもあれば、それぞれ分けてやってる自治体もございまして、これは西伊豆町としては、これまでがですね、一つにまとめてやってきたという経緯がございまして、今回もその中の一つにしているということです。ですので、これまでも、話してきたように、どこがよくてどこが駄目だとかってということではないんですよ。西伊豆町は西伊豆町内の中で、できるだけの制度を活用していただきたいと思えますし、また、これからもですね、もっとよりよいものにとということもあればですね当然そこは、変えていく必要があると思えますので、ぜひ、議員の御意見なども聞かせていただければと思えます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 以上で質問を終わります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時44分

◎報告第1号の上程、報告、質疑

議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、報告第1号、令和4年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

朗読は省略して報告を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 報告第1号は、令和4年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは報告第1号、令和4年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

1ページをお開きください。令和4年度西伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。こちらにつきましては、3月定例議会において承認をされました13事業の財源内訳を示すもので、1番下の合計額ですが、翌年度繰越額が3億9,473万3,000円。既収入特定財源1億7,878万6,000円で、内訳として8事業とも、ふるさと応援基金からの繰入金となります。未収入特定財源は、国県支出金、9事業1億7,456万2,000円。観光誘客支援事業交付金3,100万円。図書館システム更改事業600万円は、地方創生臨時交付金、その他の7事業は、社会資本整備総合交付金等になります。その他財源は1,205万1,000円で、内訳として、斎場整備事業基本計画策定業務102万9,000円は、松崎町斎場諸費分担金、中段の周辺家屋等影響調査業務50万2,000円から25万円、727万円までは地震津波対策等減災交付金として、市町村振興協会からの補助金、最下段の300万円は、他町有建物災害共済保険金となります。なお、一般財源は、2,933万4,000円です。

それでは記載の13事業につきまして、繰越しの理由を説明いたします。まず、斎場整備事業基本計画策定業務、翌年度繰越額220万円ですが、建設候補地の地区との協議及び松崎町との共同設置の協議が進んだため策定業務を発注するに当たり、完了までに半年ほど要し年度内の完了が見込めないため繰越したものでございます。次に、観光誘客支援事業交付金、翌年度繰越額3,100万円、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う観光事業者支援対策として、観光誘客支援事業を予算計上しました。OTAクーポン発行事業は、全国旅行支援事業が3月まで行われるため、OTAクーポン発行事業を一時見合せ全国旅行支援事業終了後に、速やかに行えるように繰越したものです。また、観光団体バス誘客事業は、新型コロナウイルス感染症第7波、8波の影響によりキャンセルがふえ、また1月以降の利用率が低下しているため第8波、終了後の団体誘客を早期促進するため、繰越したものでございます。ふるさと納税特産品返礼事業、翌年度繰越額4,600万円。令和4年度中の寄附に対する返礼品の送付が令和5年度以降になる場合があります。理由としては、年末に多くの寄附をいただいたことによる返礼品発送時期が次年度になること、電子感謝券など寄附後、利用までに

一定期間の期限がある場合です。いただいた寄附は、令和4年度で収入処理を行い、その寄附を財源として支出していることから繰越したものでございます。次に、トンネル長寿命化対策事業、翌年度繰越額3,200万円。宇久須水道の工事費が工法精査により安価で実施出来たため、令和5年度実施予定であった。樺太トンネル長寿命化対策工事を前倒し執行するにあたり繰越したものでございます。橋梁長寿命化対策事業、翌年度繰越額2,100万円。トンネル長寿命化対策事業と同様の理由により、令和5年度実施予定であった港橋長寿命化対策工事を前倒し執行するにあたり繰越したものでございます。橋梁補修設計業務委託、翌年度繰越額540万円。トンネル長寿命化対策事業と同様の理由により、令和5年度実施予定であった大沢橋補修設計業務を前倒し執行するにあたり繰越したものです。念仏川改修工事、翌年度繰越額1,900万円。工法を検討する中で工事範囲が護岸背後の民地まで影響することになり、土地購入を行うことになりました。その手続に時間を要するため繰越したものでございます。周辺家屋等影響調査業務、翌年度繰越額1,023万1,000円、宇久須地区及び仁科沢田地区津波避難タワー建設工事の工期延長に伴い関連する業務であるため、履行期限の延長が必要となり繰越したものです。津波避難施設に係る施工管理業務、翌年度繰越額510万円。津波避難タワー建設工事の工期延長に伴い関連する施工管理業務であるために期限の延長が必要となり繰越したものでございます。津波避難タワー等整備工事、翌年度繰越額2億272万円、宇久須地区及び仁科沢田地区津波避難タワー建設工事において、国の政策が想定よりも時間がかかってしまったこと及び、土質状態や基礎、他に工事に係る工程に時間がかかってしまい工期の延長が必要となり繰越したものです。防災行政無線子局改修工事、翌年度繰越額840万円。津波避難タワー建設工事の工期延長に伴い防災行政無線子局を津波避難タワーに移設するための工事についても、工期延長が必要となり繰越したものでございます。図書館システム更改業務、翌年度繰越額728万2,000円。令和4年度の後半になり、地方創生臨時交付金を利用し実施することに決まった事業で、工期として5か月程度が必要となるため繰越したものです。大田子海岸夕陽展望所復旧工事、翌年度繰越額440万円の復旧工事の工期として3か月程度は必要となるため繰越したものでございます。

簡単ですけども以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 報告は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 1番の町営斎場管理費の件なんですけど、これ金額、これは去年の当初予算でとったわけですよ。当初予算で取って、ちょっと言ってるように。

○議長（堤 豊君） マイクを近づけてください。

○5番（芹澤 孝君） 住民の方の同意が得られなければこの予算の執行がないと言ったわけなんですけど、これだけどう5月か6月にはもう、あれを、同意を得たって私は認識してたんですけど、それでも、なかなか今年度、出来なかったということは、どういう理由があったんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） はい。それにつきましてですが、昨年9月の後半に、29日に田子地区の説明会がありましたその中で、ある程度理解をいただいたということで前向きに進めさせていただきますということで説明をさせていたかと思えます。それ以降んですが、1月、松崎町との話し合いをしていく中で、1月13日に二町の首長会議を実施して、翌月2月20日に二町との覚書を交わしております。それに伴って松崎町のほうが3月の補正によって、負担額を計上しておりますので、要するに3月で予算が正式に入ってきたということなので期間が、要は調査の期間が半年を要するという事なので、期間がないということで翌年度の繰越しという状況になっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 真ん中からちょっと下の8の消防費のね、津波避難タワーに関する中で、施工管理業務ですね、これ議案30、31日にちょっとかかってくると思うんですけども、ここの業者、それぞれの業者は、一緒なのかどうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 施工監理にかかる業者につきましては、設計会社と同じ業者になっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、議案第30号、令和4年度繰越 宇久須地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第30号は、令和4年度繰越 宇久須地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい。では議案第30号の説明をいたします。

令和4年8月9日、第3回西伊豆町議会臨時会において議決されました工事の変更請負契約を締結したいものです。

契約金額は、現契約額1億3,000万900円から676万5,000円に増額し、合計で1億3,766万5,000円としたいものです。1枚おめくりください。説明調書のほうです。全体の工事概要ですが、P C a P C造の津波避難タワーが一基。これは鉄骨造の階段が1基となります。今回の主な変更内容ですが、まず、直接仮設工事及び土工時の増についてですが、想定よりも湧水量が多く、水によって土が緩い状況になることで計画どおりと床掘を行うことが困難となったため、タワー中央分の床張りを追加したこと。工事現場周辺の切土法面に仮設モルタルの吹付けを行ったこと等により増となったものです。仮設モルタル吹付の追加は、144平方メートルの増。土工時は131立方メートルの増となりました。直接工事費で約687万円の増となります。続きまして事業工事の増ですが、減ですが、杭打ち部分の床掘りを行った土砂については、大半が砂成分と想定されたため町外の処分場に搬出する計画でしたが、敷地を床掘した礫質をまぜることで通常の埋立て土砂として扱える状態だったため、処分方法を変更したことにより減となったものです。直接工事費で約139万円の減となります。続きまして、雑工事の減ですが、鉄骨階段手すりや階段段鼻に設置する蓄光製品については、照明施設がある環境下では、安良里地区津波避難タワーで採用した製品で問題ないことが確認されましたので従来と同様の製品に変更したことによる減です。直接工事費で約193万円の減となります。共通仮設費については、交通誘導員の増となります。当初90人で計上してしまし

たが、土工時の日数上の増や外構工事、その他資機材の搬入搬出等で交通誘導員が必要な日数が増となり165人としたものです。工事全体では、直接工事費で約411万契約額で676万5,000円の増となります。資料のほうは1枚おめくりいただきますと、変更請負契約書案を添付してございます。それから全体の概要、図面と写真をもとに説明した資料を添付してございます。

以上説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案、提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 雑工事のところの192万6,850円減となっていて、これ見てみますと、アルシオーラインとルミサポートということでルミサポートが安良里でやっていて問題ないというふうに、そういうふうに説明してましたけども、これ最初からルミサポートでそれじゃあ、なぜやらなかったんですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 安良里の津波避難タワーと今回の工事の設計者というのは、別の業者さんになります。それぞれの業者さんで適切だと思われる製品を御提案いただいたと思うんですけども、安良里のほうのより安価な製品でも十分性能的に問題ないということがわかりましたので、そちらの製品に変更したということでございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは、調べるともっと安い、いい製品もあるということですかね。まずそれ一点ん答えてください。それから所管事務調査、第2常任委員会で、ここをやる前に視察して、建設課長、ここは水が非常に出てると。私がワサビ畑で40年も食ってきまして、水道のことは少しはわかってるつもりなんでしょう。ここの土地はちょっとまずいなあと思ったので、ここの工事は難工事になるけど、水が出てくる、掘れば水が出てくるけど、大丈夫かっていうようなことでお話したと思いますけども、そのときには、課長は大丈夫ですというようなことで、最小の工事の概要で進んでいたと思いますけど、その2点、お答え願いたいと思います。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 蓄光の製品については、この2種類だけではなく、様々あ

ると思います。ただ、あの製造した、何て言いますかね、手すりに取り付けるタイプっていうのは、そんなに数はない。なかったです、製品はですね。うちのほうもこの変更する際にはいろいろ調べて見ましたけども、中でもやはり安良里で使ったものが適切であろうという判断で変更させていただきました。それから水替えのことについては、議員の御指摘のように、すごく湧水が多いということ想定されておりました。水替えのほうはですね設計のほうで計上してございましたけども、それ以上に水が湧いて、また仕切って水を排水するということが困難な状況になってしまいました。掘ったところがプールになって、常時、24時間排水しないと、水が切れないという状況になってしましまして、水の排水のやり方っていうの変更させていただいたということでございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 3回目です。最後の質問ですけども、ここを掘るとですね、砂利、田んぼでしたので、田んぼ、元は田んぼ、そしてその下に水が出るから砂利の層があるというのは容易に推察できるわけです。それで、事業工事っていうか、杭、汚泥分の減。要するに、これは掘った、土、砂利、それがコンクリートと混ぜて使用出来たから皆減になったと。こういうふうなものは、工事する前に、ある程度、推察はできるんじゃないかと思うんですけどその辺は、全然、予想出来なかったわけですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 工事をする前にですね、全部ボーリング調査などをして完璧にわかっていたらそういうことも、できるのかもしれませんが、当然設計をつくる中では、それが確実に出るかわからなければ、その工事をするための費用というのは、必要になってくるというふうに思いますんで、それは取らせていただいたと。ただ出てきた砂が、そういったものに活用できるということであったので、本来、買おうとしていた土の部分については、購入をしなかったということで、減額になったというふうに御理解をいただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） えーとですね、全協で説明がありましたんで、そのあとちょっと今回のこの30号、あるいは31号ですね、これについては、非常にやっぱり設計、これに問題があるんじゃないかなという格好でちょっと調べてみましたら、例えば宇久須地区の下月原の、津波避難タワーですね。これは、町の設計の予定価格、これ360万なんですよ。それに対し

て業者が落札したのが220万。6社応札して一社が落札した業者よりも倍近い、それ以外の4社、これは相当大きい、例えば、360万円の予定価格に対して1番高いところで倍の730万円なんですよ。つまり、4社がもう500万以上なんですよ。それがこの業者が220万円で落ちた。これは議案31号にかかりますけども、例えば沢田の場合、予定価格が町の予定価格はですね、641万3,000円。じゃなくて583万円。これに対して落札価格270万円。何と46%なんですよ。で、同様に6社の応札のうち、似たようなもんですね。ほかの4社、これはもうこの270万円の倍以上の金額になってるわけですよ。これどう考えてもこの業者がですね、何らかの当然落とすにはですね、いろいろ意図があると思うんですけども、私が聞きたいのは、例えばこういう設計業務ですね、これを決定するに最低落札価格、つまり通常の工事ですとね、品質を保証するっていうために、西伊豆町は80%カットしてると思うんですよ。設計について、それが適用されてないってのはどういう意味ですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 過去のことはちょっとわからないんですが、私が就任した平成29年のときから、昨年度までは、設計については最低落札価格はございませんでした。今年からは、工事の関係もそうですけれども、要は安かろう悪かろうではまずいだろうというような国の指針もありまして、パーセンテージについてはいろいろな関係がありますから申し上げることは出来ませんが、それについてはしっかりつけさせていただいているということでございます。これは解体も以前はそうございまして、解体については何ができて何が売れるというのがありますので最低はなかったんですが、今、基本的に全て安かろう悪かろうにならないように、そういったものについてはつけさせていただいているという状況でございまして。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 例えば、これは設計委託は、令和2年ですから、今、町長がおっしゃったようなことがまだ決めてない。逆に言いますと今回の工事、こういう状況を見ると本当に今言ったようにこれ安かろう悪かろう、これから細かいところは皆さんが、協でも質問しましたし、特に沢田の件について私質問したいと思います。下月原の件についてはですね、これはやってみなければわからない部分ってのはあるんですよ。それは理解できるんですけども、沢田の部分はその違いますよ。ですからそれは沢田の分でありまして、今回のこの設計が、安かろう悪かろうの部分に該当するというふうに認識出来ますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その部分についてということになりますと、ちょっとなかなか発言のしづらいところではございますが、ただあの上物がたったということを抑えて言うならば、設計がしっかりされているので、物が建ったというようなことにもなろうかと、いうふうに思いますが、ある意味で安かった分、現場を見る回数が少なかったのかもしれないということと考えますと、若干そういったところもあるのかもしれないということはあるかというふうには思います。ただ、そうは言いましても、私たちが入札をかける段階では、結果はわからず金額が出てきますので、安くていいにこしたことはないということで、当然、今までは最低落札価格というものがなかったんだろうというふうには思いますが、やはり、ある程度しっかり仕事をしていただく上では、それなりに見合った金額というものは必要なんだろうというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今までこの最低落札価格がないです。適用してませんっていうことは業者は御存じだったんでしょうか。逆に言うと、今は知っているんでしょう。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ある意味私たちのほうから、それを設定しましたということは申し上げておりませんので、知ってるか知らないかというのはわかりません。ただ、業者さんは当然、いつもどのぐらいで落札されているのかというようなことは入札が終わった後に、御覧になられている方もいらっしゃると思いますので、その辺は、推察の中で御存じだったのではなかろうかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この蓄光っていうんですか、イルミレ、蓄光、階段にはるイルミネーションの件なんですけど、この施設ってのは、命の安全に係る施設で安全を担保する施設ですよ。それについて、最初は十分実績のある製品を使ったということで、今度、安良里の津波避難タワーに使ったやつでも行けるということになったっていうんですけど、それによっても変更したと。安良里の施設の蓄光っていうんですか。これ一を、じゃあ一行けるとした根拠っていうのはどういうところですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 蓄光っていうのは、日中の太陽光を製品が光を集めて、夜間でも、なんて言いますかね、蛍光色で明るくなるっていうものですよ。それが日中の要

は、太陽を集めてその蓄光するっていう性能によって値段の差があるっていうような、そんな事になろうかと思えます。安良里のやつについては、蓄光の性能自体は、高い製品よりは低いんですけども、あそこに照明施設があることによって、十分蓄光できるという、そういう判断でこの製品を採用しているというところでございます。実際かなり夜間でも見える状態でありますので、これで大丈夫だよということで採用させていただいた次第です。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長が言ったように問題はそこなんです。LEDのライトがついてるからって言って、それはじゃあ、果たしてね、未来永劫、震災が来たときにもついているかという保証はないわけですよ。であれば、少しぐらい金額は変わってもね、実績のあるものを使うべきではなかったんじゃないかという考えですけど、どうですか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 常時その階段を使うということであれば、そのような考えもあるかと思えますけども、地震があったときに避難するという、そのタイミングです。ね、それが光ってるか光ってないかっていう、その判断をすると照明施設があることで、蓄光されていて夜間であっても光っているという状態にはできるというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私は、議案第30号反対討論いたします。

避難タワーの建設用地は第2常任委員会の所管事務調査の行き、調査し、水が多いことを初めからわかっていたわけです。そして今、町長はボーリング調査をして進めている。そういうふうなことで進めたにもかかわらず、変更金額676万5,000円増、これは現契約に対する約5%アップということになります。こういうことはとても認められないので私はこの議案に関しては反対いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私は議案第30号ですね、これの津波避難タワー建設工事変更請負契約の提携について賛成する立場で討論いたします。確かに、ここは皆さんが思うように非常に水の心配があるよというところでした。しかし、この内容を見ればですね、実際にやってみて、やっぱり想定以上のものが出てきたと。それと何よりもですね、言いたいのは、これの直接的な工事費が増えたというのはいわゆる工事をした、この企業体の責任ではないと、私は先ほどから言ってますように、これは設計ないし施工監理、ここに問題があるというところで、この業者自体に責任がない以上、工事費についての変更契約はやむを得ないという、考え方にのっとって、この議案第30号に賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第30号、令和4年度繰越 宇久須地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、議案第31号、令和4年度繰越仁科沢田地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第31号は、令和4年度繰越 仁科沢田地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の締結についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） それでは議案第31号の説明をいたします。

令和4年8月9日、第3回西伊豆町議会臨時会において議決されました工事の変形請負契約を締結したいものです。契約金額は、現契約額1億8,480万円から561万円増額し、合計1億9,041万円としたいものです。1枚おめくりください。説明調書のほうになります。全体の工事概要ですが、P C a P C造の津波避難タワーが一基。鉄骨造の階段が1基となります。今回の主な変更内容についてですが、まず、工事の増についてですが、現場が狭く大型の掘削機械やダンプトラックでの土工が困難であったため、小型機械での施工に変更したことが主な要因です。直接工事費で約162万円の増となります。続きまして、直接仮設工事及びP C工事の増ですが、直工の設計計上無理があり追加をしたものです。大変申し訳ございません。直接工事費で合計約379万円の増となります。続きまして、地業工事の減ですが、杭打ち部分の床掘りを行った土砂については、大半が砂成分と想定されたため、町外の処分場に搬出する計画でしたが、敷地を床掘した礫質土と混ぜることで通常の埋立て土砂として扱える状態であったため、こちらについては鷹ノ巣の残土処分場のほうにですね、攪拌して処分をするということで、処分方法を変更させていただき減となったものです。直接工事費で約117万円の減となります。続きまして雑工事の減ですが、鉄骨階段手すりと階段だまに設置する蓄光製品については、照明施設がある環境下では、安良里津波避難タワーで採用した製品で問題ないことが確認されましたので、安良里と同様の製品に変更したことによる減です。直接工事費で約294万円の減となります。共通仮設費の増要因については、交通誘導員の増となります。当初100人で計上していましたが、人通りが多いため僅かな作業でも、安全対策に万全を期すよう交通整理人を立たせました。また土工やP C工事で日数が増となったこともあり見込み数量より多くなったもので232人としたいものです。工事全体では、直接工事費で約190万円。契約額で561万円の増額となります。添付した資料については、宇久須と同様に変更請負契約書の案、それから写真と図面を、説明した資料を添付してございます。

以上説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これはですね、先ほどの下月原に比べて相当ひどいですね、内容が、特にこの1番、これ表に出てる面じゃないですか。来る道路の幅もわかってるか、どんな重機が使えるか、こんなの当然設計の段階でわかってる、現地を見れば、そして、2番3番、これも何をかいわんやですよ。この屋上のコンクリートの打設をどうやってやるつもりでいたんでしょうか。こういう四方方向がね、2番も3番もいる。これは普通に考えれば当たり前ですよ。だから、思わずでしょうけども、建設課長、申し訳ありませんがって出ましたよね。当然、これは設計、この時点でわかり切ってることが発生してきているということについては、僕はそれなりの責任があると思いますし、そういう追及をすべきだと思いますけど、いかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、これにつきましては全員協議会の中でも御指摘をいただきまして、担当の弁護士の先生に御意見を伺っております。弁護士の先生に確認をさせていただきましたところ、町も設計会社も工事内容把握しきれておらず、必要経費が計上されていなかったことが判明したということですので、町が設計会社により損害をこうむったとは言えないという見解があるとのことをございました。町に対しても、このいただいた設計図の精査が足りなかったということの責めは受けることはやむを得ないだろうというようなことで、町のほうから一方的に設計会社に責任を負わせることは無理だろうという御見解をいただいております。ですので町当局としても設計書が納品された後に、しっかりと、今後精査をして、こういったものが発生しないように、職員一同しっかりと目を通して、職務に当たらせていただきたいというふうに思います。ただそうは言いましても今後このようなことが発生しは困るわけですので、改めて設計会社さんのほうにつきましては、再発防止に努めるよう嚴重注意の書面をこれから送らせていただくということで、今準備をさせていただいております。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい、全員協議会のときにも、皆さん、発言されましたけれど、甘いじゃないですか、すごく甘くて、当初から、これが盛られていればこんなことにならなかったのという認識はしておりますが、どの道、どの道これはかかるものだったんですか、当初

予算にいるのとほぼ同じ金額っていうことなんでしょうか、それとも今わかったことによって増額、すごくその分マイナス増額が多かったっていうことになるんでしょうか、そこだけ率直にお聞かせください。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当然この予算がなければ工事は進まないものでございますので、本来、何というんでしょうか、ケチのつけられないような設計が組まれていたとするならば、設計書の中に、この工事が含まれていて、入札のときにはその価格も含まれた価格で応札がされていたろうというふうに考えておりますので、私たちもよく精査をし切れる能力がなかったと、いうことは否めませんが、設計が甘かったというか、本当に現場を見て設計を組まれているのかということ、疑わざるを得ない状況ではございますけども、しっかりと設計が組まれていれば、今回の変更契約はしなくてもよかったんだろうというふうには思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） ちょっと財源の関係でお伺いしたいんですけども、今回仁科地区につきましては560万円ということで、これが当初からですね、入った場合にはですね、補助金等でカバーできる部分があったのか。当初からあってももう補助金一切関わりなく、もう当初から560万円の町の負担が増えたのかどうなのか、宇久須地区のほうとあわせてお答え願えればと思います。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 補助金につきましては、まだこれ繰越し予算としてですね、また令和5年度に精算なるかと思っておりますので、そちらの実績報告を含めてですね、まだ、県のほうに、国のほうに、また、報告をしていきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これで、30号も31号も変更契約額がこれは増になって、両方あれするともう1,000万以上の金額になってるわけですけども、これからこういうものも多分出てくると思うんですけど、町長の考え方は、こういう変更の増額の変更契約の金額、これは必要経費だからしょうがない、こういう見解ですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この増額については必要経費とかそういう範疇ではないというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今、町長必要経費って言ったじゃないですか私、あれ書きましたよ町長のあれを。答えの中から必要経費って言ってませんか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それは、工事内容を把握し切れておらず、必要経費が弱い。予算じゃない、設計図に必要経費が計上されていなかったというのが弁護士の見解でございます。ただ堤議員のおっしゃってるのは、この増は必要経費かということですから、私は必要経費という類いの範疇ではないという答弁をしたものでございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今の町長のあれがちょっとはっきりしなくてわかんなかったんですけど、必要経費、弁護士さんと相談してこれは必要経費ということにしたんですから、これからこういう契約で増額が出てきた場合、町長の立場としては必要経費と見るんですかって私聞ってるわけですよ、これはでもねえ、できるだけねこういうことはあってはならないと思うんですよ。何のために皆さんあれして給料もらってるんですか。それこういう計画を立てるために働いてるわけじゃないですか。これはねえ、町民の税金ですからね1円でも安いほうがいいですよ。あれすることねえ、増額からこうで出てくるものをね、必要経費なんてね、あんまり答えないほうが私はいいと思いますよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 大変申し訳ないんですけども、言ってる話がかみ合っていないんです。私が先ほど、申し上げた必要経費というのは、設計書の中に必要経費たるものが含まれていなかった。ということについて弁護士の先生から苦言をいただいているということです。堤議員がおっしゃってるのはこの561万円増が必要経費かというふうに質問されたので、私は、これは必要経費という類いではないと思いますというようなことで答弁をしているかというふうに思い必要経費という類いだけの問題ではないわけですね、これ減のこともあるわけですから。ですからそういったものについては、だからしょうがないというふうに私たちは考えていないというものです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 確認を込めてですけど、今回、この件について弁護士に相談して、今みたいなことになったと。それから設計会社にはですね、嚴重注意をしたと。そして、歯止めとも見られますけども、こういう設計等についてもですね最低落札価格これを適用していくと。これで今回の問題、類似の問題、これで完結したというふうにとらえていますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 高橋議員のおっしゃるのが当局側の責任の追及なのかそれとも、設計会社に、ある程度のペナルティ的なものを与えたほうがいいんじゃないかということなのかちょっとわかりませんが、弁護士の先生に確認をさせていただいたところ、町のほうからですね、設計会社に対して、そういった被害をこうむったということは言えないと、いうことをおっしゃられている以上、私たちが設計会社さんにペナルティーを与えるということは多分出来ないんだろうと思います。ただそうは言っても、やはり、議員がおっしゃるように、それは現場に行けば、このぐらいのことは当然わかって、しかるべきだろうということも、当然そのとおりでございますので、改めて書面にて嚴重注意をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。町のほうとしては、当然専門的な知識がないわけでございますので、お金を払って設計会社さんをお願いをしているわけではございますけども、やはり、今後設計書の図面が来たらですね、やはりもう一度、プロではないですけども、しっかりと設計書を見て、この工法でこういったことをやれば、確かにできるなという確認は、いま1度、丁寧にする必要があるんだろうというふうに思いますので、また、職員にはちょっと仕事がふえる部分もあろうかと思えますけれども、やはりいいものをつくっていくためには、必要な労力ではないかというふうに思いますので、担当にはそういったことですね、少し時間を割いて、しっかりとしたほうの仕事として行っていただけるように、私くしからもお願いをしたいというふうに思いますし、私も気づいたことについては、その都度申し上げていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 1番最終ページの図面のところでですね、②の直接仮設工事ってところで本避難タワー屋上で一部が張り出し床になってるとか、何でこれ、張り出しになったの理由。それとですね、もう私忘れちゃったんだけど、杭ね、支持杭は何ぼって何メートルだったのかそれをちょっと教えてもらえますか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） すいません、あの産業建設課では、設計段階でちょっと変わってないので、途中経過はわからないんですが、津波避難タワーに収容できる人数っていうのをですね、計算したときに、この面積では、足りないために、その面積を確保するためにここの増す打ちをしているという認識です。それから杭工事については、当初設計どおり行っております。そこの変更はございません。ちょっとその資料も持ってきてないですけど、沢田で23メートルぐらいでしたかね、予定どおり行っております。ただ先ほど説明したとおりボーリング調査ですと、もうすごくほとんど砂じゃないかっていうような想定だったんですけども、わりと礫まじりの土が出てきたということで、支持力も問題ないだろうということ考えております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。はい、

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや、今の説明でちょっと違和感があるんですけども、これ収容人員を入れるための面積が足りないという、こんなの。それだったら最初からの設計でできるはずじゃないですか。そうすると支柱ですね、これを広げることによってこんなはみ出しなんか要らないわけじゃないですか。ほかのところはみ出しませんよ。ところが僕だけある今理由を聞いたら、必要人員を収容出来ない面積が足りないっていうような説明ですよ。それっておかしくないですか。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時47分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 先ほどの上部の避難する場所のコンクリート張り出しの部分については、当初設計からこのような形状になっております。今、高橋議員から柱の位置はこの下までずらせばよかったんじゃないかというようなお話ございましたけども、敷地の面積の関係で柱の位置はこの位置になって張り出しの構造にするということで設計をしたということでした。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第31号、令和4年度繰越 仁科沢田地区津波避難タワー建設工事変更請負契約の変更
締結については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数。

よって原案です。31号、第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第5、議案第32号、西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例案
についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第32号は、西伊豆町漁港管理条例の一部を改正する条例案につ
いてでございます。詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 漁港管理条例の一部を改正する条例について、説明をいた

します。

近年、漁村の人口減少や高齢化、漁獲量の低迷に伴う漁業所得の減少等により、地域の活力が低下する中、海や漁村に関する地域資源と漁港を最大限に活用した海業等の取組を推進するため、令和5年5月26日に漁港漁場整備法の一部改正が施行されました。当町では、海業振興という国の方針に基づき令和4年6月に発生した、田子漁港における釣り人と漁業者間のトラブルによる釣り禁止を解禁し、優良な釣り客を誘致することで、地域に経済効果を生み出せないか検討しているところであり、今年度は試験的に、スマートフォンアプリを使った、釣り及び駐車スペースの有料化試験に取り込みたいものです。伊豆漁協田子支所が主体となり、漁港利用者から料金を徴収しますが、町は協力機関としてこの取組をサポートします。今回の条例改正は、田子漁港の指定管理者である伊豆漁港田子支所が料金を徴収する根拠を定めるものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。漁港の利用の許可規定である条例第12条の第1項第1号に、海業振興のための事業を追加します。ただし書については、釣り前にスマートフォンアプリから利用料金が支払われた場合には、許可したものとみなすことを規定するものです。

3ページ下段から4ページ上段を御覧ください。第23条第2項では、指定管理者が漁港管理のために行う業務の範囲を定めていますが、第12条第1項第1号ただし書に定めた業務を指定管理者に行わせることを規定したものです。4ページ中段の別表の説明文については、利用料等の算定単位の表記を修正したものですので利用料に変更はございません。

7ページから9ページまでを御覧ください。こちらは別表第1の3、許可対象にかかる利用料の表になります。泊地特別泊地及び特別泊地以外の漁港、甲種漁港施設で、停係泊または陸置き用に供するものを定めておりますが、この表に海業振興に供する岸壁、防波堤等に荷揚場、野積場、駐車場等をつい追記します。利用料金は、釣り場は1時間当たり300円。駐車場は1時間当たり100円で試験を行い西伊豆町民は無料とします。

9から10ページのほうを御覧ください。別表第4になりますが、こちらは指定管理者に管理させることができる施設を規定したものです。

10ページのとおり海業振興に係る施設の指定管理ができるようにするものです。

以上説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 3ページなんですけれども、線が引いてあるところ、利用料金の前納をもって許可したものとみなすことができるという部分が、これスマートフォンでお金払ったら、許可したってことになるよって話だと思うんですけれども、町内の人だと料金免除になるんですけれども、そのときはどうしたら許可したとみなすになりますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） 現在、運用を検討しているところですが、事前に町民には、登録してもらおうという方法を考えております。登録された方にはカードを発行して、現地でもし釣りしてですね、巡回が回ってきたときに、尋ねられたときにはそれを提示していただくと。監査券付けみたいなものですけどね、そういった運用を考えております。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 次に釣りをするときの300円の値段と車停めるときの100円のお値段についての、この値段にした理由について教えてください。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） はい、料金については、収益のシミュレーションの何パターンかやってみて決定をしております。協力金については、300円は高いのではないかと、200円のほうがいいんじゃないかというようなお話もございまして、試算をしております。基本的には今、何て言いますかね、想定される通常のベースの見積りを参考に、料金を設定しております、収入は駐車場と釣りの料金でかかる経費というのがシステムの運用の費用、それから決済代行の手数料ですね、クレジットカード決済になりますので、それから準会員の人件費というものが経費としてかかります。それを差引きした状況で黒字になるよというような設定をしたうえでさせていただくためにこの料金として設定させていただきました。やってみてですね。不具合がある、もしくはこれじゃ赤字だよっていう場合には、また見直す必要があるかと思うね。あるかもしれませんけども、一度はこちらでやらせていただければなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ですね運用し、試行期間といいますかそういう点、試行してみて、いろいろやってみてですね、決めていくっていうふうなことの話の中でですね。巡視する人

も町内の方でになるわけですね。それで、町内者はタダだと、町内者と同伴で、町外者の人がやって、釣りを楽しんでも。その町内、町外者の方がですね、そのアプリを持ってなかった。こういった方に関してどこまでのですね、規制をかけられるのかっていうところですね、最初の時点で、どれくらいのガイドラインをしてるのかっていうところが、どうなんだろうかねっていうところなんですけども、その辺のところはやっぱり指定管理のほうに任せて、やってくっていうことなんだろうかね。その辺どう考えますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 細かいことについてはですね、若干走りながら変更せざるを得ないこともあろうかなというふうに思いますが、変更することが決まった時にはまたこの条例案を改正しなければいけませんので議会の皆様にはお諮りをしたいというふうに思います。ただ親戚とか、孫が来て、おじいちゃんと一緒に通用するっていう場合は子供はタダなので、本気で大人が通用するんだったらお金をいただきますよという制度だと御理解をいただければいいのかなど。あくまでもこの海業の目的は、地元の方たちの仕事を増やす、要は巡回もそうですけれども、いろんところで、外からお客様にお金を落とさせていただいて、地元で仕事をつくるということと、釣り人のマナー向上ということでございますので、それが目的が達成できるように努力をさせていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 本当の目的、マナー向上であったり、漁業の振興であったりっていうふうなことでいきますと漁港の管理っていいですか、田子ばかりじゃなくてほかの漁港であったり、釣り場っていうこともあります。昨日の一般質問等々にもあったりする中でですね、今後、こういったアプリ、これやってた中で、これはなかなか使えるなというふうになったらほかのところにも、運用を幅を広げていくっていうふうな考えを持ってるものなんだろうかなその辺どうですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これ最終的には運営会社がどうするかということになろうかというふうに思いますけども、システムを1回組めばどこでも使うことは多分できると思いますので、田子の場合は田子漁協さんが一応ご快諾いただけたということで進めますので、漁協単位ですね、導入したいということがあれば、6次産業化の中でこの事業を進めておりますので、そういった業者さんについては、私たちのほうから御紹介をすることもありますし、またそういった漁港をお持ちのところからの問合せについては、対応していきたいというふ

うに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私も釣り人のマナーを考えた場合、お金を取ることは賛成なんですけど、しかし、ちょっと試験運用を経て、また、都合悪かったら条例改正するっていうんですけど、確かに過ちをあらためるには幅があることはなかれて言って、いうことはありますけどね。それで条例を改正だったら面倒くさいんでこれ条例じゃなくて、要綱で、この部分だけ作ってくればよかったんじゃないですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当局とすれば要綱で対応していいということであれば、そっちのほうで、全く運用は楽なわけでございますけども、あくまでも漁港管理条例というものがしっかりございますので、あるものは使わなければ本来は私たちは議会側から怒られる立場でございますので、今回そのようにさせていただきました。ただ議員の多数の方が要綱によろしいということであるならば、そういった対応もできるかというふうには思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 釣りする方、昼間だけじゃなく、夜くると思うんですけど、夜に関する、夜釣りに関しての規制とかそういうものはあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業建設課長。

○産業建設課長（久保田寿之君） どのタイミングで巡回するかという部分については、うちで委託している6次産業化の業者とですね、漁協さんのほうで協議をさせていただいているところです。また釣り何度も大丈夫ということではなく、投げ釣りみたいなものは、禁止させたいというような漁協さんの意向がありますので、実施までにですね、あたりの細かい詰めはしていきたいと思います。基本的に巡回のほうは、当初はうちが委託している業者さんが、繁忙期をやってですね、うまくいったよっていう、そういった、サイクルが出来た段階に、漁協さんの雇用する人に、こうやっていただくというような、そういう仕事の引継ぎをですね、やっていけたらなということで、現段階ではそういう話をさせていただいておるところです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

審議中ですが、失礼。失礼しました。

質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案の採決をします。

議案第32号、西伊豆町漁協管理条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり通り決定することに賛成の諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員、挙手全員でございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 3時 5分

再開 午前 3時12分

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

議案審議を続けます。

日程第6、議案第33号、静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第33号は静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約に

ついてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 議案第33号、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、今回の一部変更は、静岡県市町総合事務組合の構成団体に、南伊豆地域清掃施設組合が令和5年4月1日付で設置されたことにより合わせて組合も加入するため、規約に加えたいものでございます。

なお、南伊豆地域清掃施設組合は、下田市、南伊豆町松崎町に西伊豆町の1市3町をもつて組織しています。設立の理由としては、いずれの自治体も、稼働開始から20年以上経過した、ごみ処理施設を運営し老朽化に伴う補償や維持管理費の増加が施設管理上の課題となっております。また、人口減少等に伴うごみ量の減少が、施設稼働率の低下を招き非効率な運転につながるなど、各自治体が単独で施設を保有し維持管理を続けていくことが困難な状況になりつつあります。以上から、各市町が単独でごみ処理事業を行うよりも、1市3町広域で行うことで、経済性効率性及び環境負荷の観点から優位であるとの結論に達し、新たな一部事務組合を設置することとしたものでございます。

3ページの新旧対照表を御覧ください。別記1の1、1の2は、組合を組織する市町並びに市町の一部事務組合及び広域連合となります。上段の別記1の1、現行では、南伊豆地域清掃施設組合は、未加入のため空欄の下線のみとなっておりますが、下段の別記1の2、改正案では、下線部に南伊豆地域清掃施設組合を加えています。

4ページを御覧ください。別記2の1、現行、第3条、第2号及び第3号に関する事務とは、市町職員退職手当事務非常勤職員公務災害補償事務に係る共同処理事務となり、現行では、南伊豆地域清掃施設組合は未加入であるため空欄の下線のみとなっております。

5ページを御覧ください。別記2の2、改正案では、下線部に南伊豆地域清掃施設組合を加えています。1ページを御覧ください。附則として、この規約は、静岡県知事の許可の日から施行します。

簡単ですが以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑はありませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 関連しておりますので、お聞きしますけどもこの広域ごみ、南伊豆地域清掃組合の、今後の会議日程とか予定については、現況ではどのようなになっているか。分かる範囲で教えてください。

○議長（堤 豊君） 環境課長。

○環境課長（鈴木昇生君） それにつきましては今後、議会がありますので、そのときに正式に発表されるかと思いますが、今のところ、随時、議会を開いた中で、必要な項目を決定し、当面は、環境影響調査の報告をもって、その場所を確定するかどうか、という議案が主な今年度の主な項目かと思います。

○議長（堤 豊君） 10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） その日程の予定っていうのは、今現況ではどうなってる。何月ぐらいに、この議会を招集するのか。中身についてじゃないんです。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 一部事務組合につきましては、当然、西伊豆町議会議員の方も2名、選任されているというふうに思いますので、これは西伊豆議会事務局にお尋ねをいただければと思います。既にこの南伊豆地域清掃施設組合の議会の日程は組まれているというふうに私は承知をしておりますし、この議会前に勉強会が一度行われているという日程についても、組合議員の皆様には御連絡が行っておるかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 10番、増山勇君、

○10番（増山 勇君） なぜ聞くかというところでですね、行政報告の中に、町長の日程の中にありましたけども、南伊豆地域清掃組合に関するっていうか、ちょっと今持ってないんですけどそういう項目があって、要するに管理者同士での話し合いはもう終わったふうに、この報告ではあるんですけどね。で、再度、聞きたいのは、両議員さんが、南伊豆広域組合の議員になっておりますけどね。その皆さんには日程はもう既に知らせてあるということで理解していいんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですので組合議会のことにつきましては、組合に所属されてる議員がいらっしゃるわけですから、直接そちらに日程の御確認をお願いします。私たち管理者側につきましては、当然、この南伊豆清掃施設組合のみならず、下田メディカルであったりです

ね、いろいろな組合に加入しておりますので、2か月に一遍ないし、1か月に1度、首長が集まって、管理者会というのが行われておりますので、今後こういったものは定期的に行われていくんだろうというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。今町長が勉強会懇談会が行われ、もうこの議会の前に行われているという話だったんですけども、今、行った予定とか、一応台風で延期になって、まだ出来てないもので、一応言っておこうかなって思ったんですけどね。

○議長（堤 豊君） 回答のほうはいいんですか。はい、

9番、堤和夫君、

○9番（堤 和夫君） 議事進行で同意を出したいと思います。

増山議員の対してそのあれはですね、この議案第32号には関係ないことじゃないですか。組織のことを、こういうふうになりますよっていうふうに言ってるんで、内容をどうこう言う言ってるんじゃないですよ。そういうのをちゃんと理解した上で、質問を受けたり、却下したりしていただきたいと思います。

○議長（堤 豊君） わかりました。

議事進行の申出の内容を発言してもらうために暫時休憩します。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時25分

○議長（堤 豊君） 再開します。

10番議員に申し上げます。

ただいまの質問は、議案と関係ない質問でございましたから、それに対して、議会事務局に、あえて後で確認してください。あくまでも、本日のあれは、議案外、あれが違ったということでございます。私も勉強不足で大変申し訳ありませんでした。今後こういうことがないように気をつけます。

よろしいですか。それでは、議事のほうに戻ります。

ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第33号、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第7、議案第34号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、議案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第34号は、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） それでは、議案第34号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ2億528万7,000円を追加し、それぞれの金額を74

億6,869万2,000円としたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。14款国庫支出金、5,146万9,000円。1項国庫負担金、123万8,000円。2項国庫補助金、5,023万1,000円。15款県支出金、2項県補助金ともに1,975万3,000円。18款繰入金、1項繰入金ともに1億3,406万5,000円。歳入合計に2億528万7,000円を追加し74億6,869万2,000円としたいものでございます。

3ページをお願いします。歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。1款議会費、1項議会費ともに106万1,000円。2款総務費、1,620万5,000円。1項総務管理費、1,918万4,000円。2項徴税費、30万6,000円の減。3項戸籍住民基本台帳費、267万3,000円の減。3款民生費、5,651万2,000円。1項社会福祉費、5,373万7,000円。3項児童福祉費、277万5,000円。4款衛生費、222万2,000円の減。1項保健衛生費、642万2,000円の減。2項環境衛生費、4万円。3項清掃費、416万円。5款農林水産業費、4,567万円。1項農業費、117万円。2項林業費、4,450万円。6款商工費、1項商工費ともに6,823万5,000円。7款土木費、3,001万円。1項土木管理費、861万円。2項道路橋梁費、2,140万円。8款消防費、1項消防費ともに52万円。9款教育費、1,070万4,000円の減。1項教育総務費、1,845万4,000円の減。4項認定こども園費、952万円の減、

4ページをお願いします。5項社会教育費、900万円。6項保健体育費、827万円。歳出合計に2億528万7,000円を追加し74億6,869万2,000円としたいものです。

5ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入です。これにつきましては先ほど説明しました第1表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。次に歳出です。これにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については、記載のとおりでございます。

6ページをお願いします。2、歳入です。主なものについて説明させていただきます。14款、1項2目衛生費国庫負担金、123万8,000円、新型コロナウイルス、予防接種健康被害給付費負担金、これは新型コロナウイルスワクチン接種をしたことにより健康被害を生じた。対象者1名分の給付費負担金で、全額国費となります。14款2項1目総務費国庫補助金、4,745万6,000円。地方創生臨時交付金として、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金、低所得世帯支援枠分、令和5年度、非課税世帯分として1世帯3万円の給付金と、それに伴う事務費に充当します。2目民生費国庫補助金、277万5,000円。子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金として、住民税非課税の子育て世帯へ、児童1人5万円の給付金

と、それに伴う事務費に充当します。15款2項1目総務費県補助金、17万3,000円。地震津波対策等減災交付金として、9月1日に実施する総合防災訓練において、民間ヘリコプターを使った物資輸送訓練を実施するに伴う県交付金です。交付率は、事業費の3分の1となります。5目2節、伊豆ヘルスケア温泉イノベーションプロジェクト推進事業費補助金1,000万円。この事業は、温泉を活用した新たなヘルスケアサービスのモデルケースをつくり、伊豆地域全体の取組として普及することを目的として、県が企画提案を公募し、採択された提案を、県が委託事業として行うもので、今年度は、県との協議の中で委託先に民間以外に、市町も含まれる方向で、検討しているということでしたので補正計上し、準備を進めておりましたが、5月30日の議会全員協議会で、担当課長から説明がありましたように、5月末になり市町が事業主体として含まれなくなったため、今後の議会で減額補正をすることになります。3節、観光地域づくり整備事業費補助金、958万円、黄金崎公園再整備計画に伴い県の観光地域づくり整備事業費補助金を活用し、黄金崎クリスタルパーク外部改修設計業務委託及び黄金崎公園トイレ建て替え設計業務委託へと充当するものです。18款1項1目財政調整基金繰入金、8,906万5,000円。財源不足調整分として計上しています。5目ふるさと応援基金繰入金、3,500万円。5.2.3.14、林道事業維持工事2,100万円。7.2.1.14、大畑線拡幅工事1,400万円に充当したいものです。

7ページをお願いします。7目西伊豆町森林整備基金繰入金、1,000万円。5.2.2.12の町有林間伐業務増額に伴い1,000万円を充当したいものでございます。

8ページをお願いします。歳出になります。主なものについて説明させていただきます。全款を通して、4月1日付人事異動に伴う人件費の増減を行っており、860万5,000円の増額となっております。2款1項4目12節委託料352万。個人情報保護安全管理措置対応業務、令和5年4月から施行された改正後の個人情報保護法第66条第1項にて、行政機関等に安全管理措置を講ずる義務が課せられており、この対応としての体制の整備、安全管理措置要綱やマニュアル、事務運用手引き等の策定、職員研修の開催等を業務委託したいものでございます。

9ページをお願いします。2款1項16目8節、旅費53万円。主なものとして、高知県へ4名で視察を予定しております。デジタル化事業として、スマートフォンで使用するアプリを開発し、地域通貨への連携する取組としている日高村と、南海トラフ地震による最大津波高が日本一の黒潮町での住民の命を守ることを大前提にしたまちづくりの取組を視察するために行いたいものでございます。14節工事請負費、ワーケーション施設整備工事、340万円。

ワーケーション施設の春から秋の期間、宇久須キャンプ場への移動設置に伴う水道及び電気工事費となります。

10ページをお願いします。2款3項1目12節委託料49万5,000円。住基ネット業務アプリケーション保守業務、国外に転出するとマイナンバーカードが基本的に失効してしまうため、戸籍による本人確認のため、カードの継続利用ができるようにバージョンアップ及びセキュリティ情報等の強化のため、追加設定をしたいものです。

11ページをお願いします。3款1項1目22節、償還金利子及び割引料、174万5,000円。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業返還金、令和3年度、4年度分の返還金となります。6目14節、工事請負費、93万5,000円。福祉センター、ガス給湯器取替え工事、現在2台ある給湯器のうち1台が故障し、給湯出来ない状況であり、デイサービスにおいては、男風呂を時間をずらして供用しているため、取替え工事を実施したいものです。

11ページから12ページになります。8目、価格高騰緊急支援給付金事業費、5,426万1,000円、地方創生臨時交付金として、電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金、低所得世帯支援枠分で、令和5年度非課税世帯分給付金として1,500世帯掛ける3万円。4,500万円とシステム改修等の事務費245万6,000円。22節、償還金利子及び割引料、680万5,000円は、令和4年度分の価格高騰緊急支援給付金事業の返還金となります。3款3項2目児童福祉措置費、277万5,000円。子育て世帯生活支援特別給付金として、住民税非課税の子育て世帯対象の給付金で47人かける5万円。235万円計上、事務費として42万5,000円を計上しています。

13ページをお願いします。4款1項2目18節、負担金補助及び交付金、123万8,000円、新型コロナウイルス、予防接種健康被害給付費負担金、これは新型コロナウイルスワクチン接種をしたことにより、健康被害を生じた対象者1名分の給付費負担金で、令和3年5月28日から、該当する疾病が治癒するまでの医療費及び医療手当を全額国費で給付するものでございます。

14ページをお願いします。5款2項1目10節需用費、林道修繕費、1,350万円。林道パトロールにおいて、林道小沢線、細野線、祢宜ノ畑倉見線の3路線において、崩土、落石、倒木箇所が多く見られ、車両の通行に支障となっている状況で、路面が損壊し、通行不可能な箇所もあり、集中した雨が降れば、崩土箇所が拡大する可能性が高いため、至急修繕を行いたいものです。2目12節委託料、町有林間伐業務1,000万円。財源内訳はそのその他は、財源は、森林整備基金からの繰入金です。施業箇所は、宇久須市内38林班となります。当初予算編成時点では、間伐のみを行う計画でしたが林齢が高いエリアであるため、一部で、河川

集材機械を用いた修祓再造林を行う計画に変更し、間伐する範囲は急傾斜であるため、材を出さない計画としたいものです。なお変更に係る県補助金及び収材の売払いについては、県と協議中のため、今回の増額分は森林整備基金を充当しております。3目14節工事請負費、林道事業維持工事2,100万円。財源内訳のその他財源は、ふるさと応援基金からの繰入金です。林道称宜ノ畑倉見線、日向線、草木沢線において、舗装損壊箇所や路面損壊箇所が多く見られ、今後拡大する可能性も高いため、維持工事を行いたいものです。

15ページをお願いします。6款1項3目12節委託料1,400万円、伊豆ヘルスケア温泉イノベーションプロジェクト推進事業委託。県の支援制度、憩いプロジェクト実証事業、業務委託を活用し、温泉食運動を組合せた事業を行いたいもので、今年度は、県との協議の中で委託先に民間以外に、市町も含まれる方向で検討しているということでしたので、補正計上し、準備をしておりましたが5月末になり、委託先が市町を含まず、企業や大学等の団体に向けられましたので今後の議会で減額補正をさせていただきます。ただ、1,400万のうち、一般財源の400万円については、町と共同提案の実施主体の採択状況により対応をさせていただきます。4目12節、委託料2,049万3,000円。黄金崎公園再整備に伴う設計業務委託。令和5年4月に、黄金崎公園の観光エリア景観計画を策定しました。今後、この計画に基づき黄金崎公園再整備を行うようになり、今回、黄金崎クリスタルパーク外部改修設計業務委託及び黄金崎公園、トイレ建て替え業務委託を計上したいものでございます。7目27節、サンセットコイン事業会計繰出金2,433万3,000円。物価高騰支援事業を実施するため、臨時交付金で不足する額を一般会計から繰り出したいものでございます。

16ページをお願いします。7款2項1目14節、工事請負費1,820万円。補正財源のうち、1,400万円のその他財源は、ふるさと応援基金からの繰入金となります。内訳として、大畑線拡幅工事は、当初予算に補正額1,400万円を追加したいものです。増額の要因は、地権者との協議により地権者の土地への進入路確保が必要となったことにより、工事延長を9メートル延長したいものです。田子安良里線落石対策工事420万円。令和3年9月に、町管理地から落石のあった箇所の再落石等の対策工事を実施したいものです。2目14節、工事請負費、320万円。淀橋側道橋撤去工事。橋梁点検で、3判定となった宇久須の淀橋側道橋を利用状況から見て撤去したいものです。本橋は、分離構造となっております。8款1項4目13節、使用料及び賃借料52万円。令和3年12月17日付けで、民間ヘリ運航会社との災害災害協定を締結したものの、これまで災害時の出動を想定した訓練が出来ていなかったため、9月1日に実施する総合防災訓練において、ヘリを使った物資輸送訓練を実施するに伴うチャー

ター代です。

簡単ですけども、以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑をしてください。

質疑ありませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 12ページですね、価格高騰緊急支援給付金事業についてお伺いしますけども、個人の3万円はわかりましたけども、推奨事業メニューの中にある西伊豆町に該当する事業ってのはどういうものがあるのか。教えてください。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい、町のほうはですねその3万円のほうは、国のほうが低所得者かける3万円ということで、カウントしてくださるといことなので、その趣旨にのっとり3万円を出すと。これが価格高騰緊急支援給付金に当たるところでございますが、そのほかに来るものについては、いろいろな業態などの支援、また推奨、いろいろ書いてございますけれども、どこにどういった配分ということは町のほうで判断をすることが難しいと考えまして、全住民にサンセットコインで1万円の給付を行いたいというふうに思っております。これにつきましてはこの後、審議されますサンセットコインの特別会計のほうの予算に載っているかというふうに思いますので、こちらのほうで対応したいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） 事業者支援については、まだわからないってことでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 事業者支援といってもですね、どこに何が困ってるということを明確に私たちのほうで把握をすることは出来ません。ですので、町民の皆様にサンセットコインをお配りさせていただくことによって、消費喚起をして、事業所の側面的な支援ができればというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 8ページですね。ここにですね、財産管理費で委託料で352万円。個人情報保護安全管理措置対応というふうなことでいろいろあるんですけども、これはですね個人情報保護に関する法律に基づいての事務対応、対応ですねそういったことに基づいてやるものだと思うんですけども、これですね、具体的にはですね、どういったものをどういうふうにしていうふうなことで町が考えてるんでしょうか、その辺のところをお願いします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 一応、委託業務でやるようなことを考えてまして、業務の内容としますと、安全管理安全管理措置の要綱の策定支援とか、安全管理措置の要綱に関するマニュアルの策定支援、あとは職員に対する教育研修とかですね、あとは個人情報保護事務の運用手引きの作成とか、そこら辺を行うことを考えております。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） この個人情報の保護っていうふうなことでいくと、そもそも1番最初にはですね、個人情報の詰まったそのUSBメモリーとかそういったものを、例えば職員が持ち出したり、あるいは委託先の業者がいろいろ安全管理に管理されてなくてそれが漏えいされたり、漏れたりなんざりっていうふうな事故に基づくことでこういったガイドラインみたいなものが出てきたっていうふうには理解してるんですけど、その辺のところ当町ではどういうふうな管理の状況になってるんでしょうか。その辺はどうですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 当町におきましてUSBメモリーの管理の関係ですけども、令和3年3月にUSBメモリーを公開しております。このときですね全てパスワードの保護付のUSBのメモリー、これを今現在全部で46本使っております。これにつきましては、西伊豆町情報セキュリティポリシーというのがありまして、それでそのパスワードが付いた以外のメモリーは使用しないっていう格好になっておりますので、そこは遵守して、漏えいとかですねそこら辺を十分に気をつけた中で対応しております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 16ページの、消防費のところのヘリのところでございますが、県の3分の1の補助を得てヘリコプターを使って、9月1日の防災訓練にとおっしゃいましたけど、具体的に分かってることがあれば、お願いします。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません、一応ヘリコプターの訓練のチャーター機の借り上げの関係ですが、実際に、令和3年の12月17日付けで民間ヘリコプター会社ですね、株式会社エアエックスさんというところと協定を結んで、そのあと、それぞれ訓練が出来なかったという状況でございますので、9月1日の総合防災訓練の時にですね、外事の孤立でした地域を想定しまして、西伊豆町の防災ヘリポートとして指定されております。旧洋らんセンターから、また、宮ヶ原ヘリポートまで、民間ヘリを活用して物資の輸送訓練を実施したいと考えております。その際、ヘリコプターですね、離着できる適地についてもですね、パイロットに確認していただいて、それらの結果を踏まえてですね、今後、関係団体との役割分担についても検討を含めていきたいと考えております。内容については以上です。

○4番（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 11ページお願いします。1項3款1項1目、社会福祉総務費のですね、22節の償還金利子及び割引料で174万5,000円。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の返還金となっておりますけども、この辺の説明をお願いします。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、こちらはですね、令和3年度、それから令和4年度に実施しました住民税非課税世帯臨時特別給付金、これを実施済みでして、そのときに、もう既に実施終わってますので精算に基づきまして、多くもらってた分をですね、今回、令和5年度で返還するということになります。それが令和3年度分と4年度分、合わせて174万5,000円という内容でございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 課長、4年と3年の金額がわかれば教えてください。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい。それぞれですね、すいません、年度ではなくって給付費と事務費で申し訳ないですけど、ちょっと御報告させてください。給付費ってのは、いわゆる1人何万円とかっていうことです。その余ったのが170万円、それと事務費の残りが44万5,000円ですね。合わせて174万5,000円となります。ちなみに実績なんですけど、令和3年度が寄附した世帯が、3年度1,123世帯、4年度128世帯となっております。この精算に基づきまして今回返還という内容になります。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。それではですねちょっと、ごっちゃになってるから計算してれば分かるんでしょうけど、それでは違う質問を一ついきます。9ページのですね、2款1項12目ですね。地域開発費の1節報酬33万円の減で、会計年度任用職員の報酬（地域おこし協力隊）の方が報酬33万円減額になって、この説明をお願いします。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司 君） はい、この科目につきましてはですね、地域おこし協力隊の費用に加えまして、空き家調査等を実施する集落支援員の報酬がについてもこちらに計上されています。集落支援につきましては昨年度、大久須地区、それから安良里地区の調査を行いまして、今年度は、田子地区、それから仁科地区の空き家調査を実施する予定でしたが、株式会社ゼンリンのほうで、住宅調査をする際に、空き家情報を既に取得をしておりまして、それを購入することができるということがわかりましたので、そちらのほうが多く早く、情報処理ができるということで、ゼンリンさんのほうからその情報をですね買うことにいたしました。なお集落支援員の報酬、当初に計上していた2分の1につきましては、周辺の聞き取り調査など詳細のものをですね、情報を取得していくという費用に使いさせていただきたいと思っておりますので2分の1だけ、こちらのほうは減額をさせていただきます。なおゼンリンの空き家調査の購入費につきましては、その下のですね、まち・ひと・しごと創生事業の10節、需用費の消耗品30万2,000円。こちらのほうが、その情報の購入費となっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それで12ページをお願いします。この民生費の中にですね、また新たに子育て世代の生活支援特別給付金が出てきてるんですけども、これは以前にもあった。給付金の中の話ですけども、要はですね、以前と違って今回ですね、新たにそれに該当するような世帯等々がですね、出てきたとかいうふうなものをですね、把握してるのかっていうところなんですけども、その辺の状況はどうですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） こちらの給付金につきましては、昨年度の実績が44名の方が対象ということです。で、基本的にはこの5年度につきましては、4年度中に実施したその給付金の対象者が対象になると。それからあわせてですね、令和元年3月31日の時点で、対

象となる児童がいた場合にはなるということで、今のところこちらで把握してるのは、その後出産されたお子がおりましてですね、そこでお1人、今回増えるだろうということで、あとはそれ以外に、住民税の非課税の関係で出てくるかもしれませんが今のところ把握してるのは、1件増えるというふうにこちらは解釈しております。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それじゃ確認なんですけども例えば申告しなければならないというふうな世帯は、ほとんどその今言われた1件とかそういったぐらいの件数で、終わりっていうことですよ。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊貴浩君） はい、それにつきましてはですね、この後また通知とかお知らせを出しまして、家計急変、今回住民税のほうも6月に確定しますので、それに伴いまして、昨年度より大幅にちょっと下がったとか、そういったところの申告がこの後、出てくればということで、それについては即時対応します。で、申込みの期日がですね、来年の2月までございますので、その間に申出ていただくことがあれば、それに対して支給することが出来ます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 歳出の冒頭でね、説明の冒頭で総務課長が、4月1日の人事異動による補正で860万5,000円って確か言ったと思うんですけども、大体、総人件費の1%ぐらい当たるんですかね、要は4月1日の人事異動で860万円プラス要因になる要素の中にはどんなものが含まれてるんですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長

○総務課長（白石洋巳君） プラスになる要因としては定期昇給、あとはですね、共済費が、前年度と比較して、短期の掛け率ってのが4.275%から4.8%に、共済の掛金が上がっております。そこら辺とかあとを含めてあとはですね、今までが職員数が124名だったのが、今回125名で1名増えたような格好の計算になっております。そこら辺で増えたという格好になっております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） できれば具体的にどのくらいっていう例えば昇給でどのくらい、共済費でどのくらい、これ、わかればお願いします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 給料の関係で287万円の増。職員手当52万5,000円の増。共済費で521万円の増で、合計で860万5,000円の増となっております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 共済費ってのはもう一遍ちょっと説明してもらえませんか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 共済費の短期の掛け率の変更ということで、今まで4.275%だったのが、今回4.8%に上がってます。その関係が主な要因です。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 9ページの16まち・ひと・しごと創生事業の13節、車両借上料の内訳を教えてください。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） こちらの20万2,000円の車両借上料の内訳でございますが、先ほど総務課長からお話がありましたうち、高知県の視察に行く際ですね、レンタカーの借上料が3万4,000円、それからワーケーション施設の移動に伴うトレーラーハウスの牽引、またはユニック付のトラックの借上料が16万8,000円となりまして合計で20万2,000円となります。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時12分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど高橋議員の質問で、人件費の関係で私、人事異動によって860万5,000円ぐらいの増になりましたと言ったんですけども、詳細につきましては、人事異動もあるんですけどもその共済費、これは人事異動関係ありません。これ健康保険分の短期の掛け率に変更になりまして、4.275%から4.8%になってる、これが1番大きな要因です。あとは給料はこれ定期昇給とか、職員手当の通勤手当とか扶養手当、ここら辺が変わっ

てきてるもんでその関係で増となっていることであとは人事異動によるものもあるんですけども詳細に言いますとそんな格好ですもんですいません説明が不足してまして。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ここまでに地方創生交付金っていう名目で幾ら入ってるんですか。全額。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時14分

再開 午後 4時15分

議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません、地方創生の交付金ということで今質問を受けましたけれども、地方創生推進交付金と地方創生臨時交付金とありますけれどもどちらのことでしょうか。臨時交付金のほうですか。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 先ほどから話題になってる臨時世帯の非課税世帯の交付金、補助金、交付金、あと何ですか。サンセットコインのところに入れる交付金、あれもあるよね、それでその辺で、事業者用の交付金、事業者の交付金ってあったよね、確か。それのは幾らで、こっちは幾らって、それは分かる。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） すいません、ちょっと今手元に資料ございませんので、後ほど資料として配付させていただくということでよろしいですか。いいですか。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第34号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり、決定することに賛成の諸君は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第8、議案第35号、令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第35号は、令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） それでは、議案第35号について御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれの金額を10億4,500万円としたいものでございます。今回の補正の内容は、5月30日の議会全員協議会で説明させていただいたとおり、物価高騰対策として国の地方創生臨時交付金を活用し、町民1人当たり1万円をサンセットコインで給付したいものでございます。歳入につきましては、総務管理費補助金及び一般会計繰入金が増額、歳出につきましては、報償費においてサンセットコイン利用料の増額をお願いしたいものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出補正予算補正、歳入です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。1款1項国庫補助金ともに4,566万7,000円。3款1項繰入金ともに2,433万3,000円。歳入合計に7,000万円を追加し10億4,500万円としたいものでございます。続きまして歳出です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。2款事業費、1項、サンセットコイン事業費ともに7,000万円。歳出合計に7,000万円を追加し10億4,500万円としたいものです。

3ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。2ページの第1表歳入歳出補正予算と同様ですので、省略をさせていただきます。続きまして歳出です。こちらにつきましても2ページの第1表と同様ですので省略をさせていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。2、歳入です。1款1項1目、総務費国庫補助金、4,566万7,000円。こちらは、西伊豆町分として割当てられた地方創生臨時交付金推奨事業メニュー分の限度額4,566万7,000円を増額したいものです。3款1項1目一般会計繰入金、2,433万3,000円。こちらは、事業費から国庫補助金を差し引いた残りの財源を一般会計繰入金としたいため増額するものでございます。続きまして3、歳出です。2款1項1目サンセットコイン事業費、7,000万円ですが、こちらはサンセットコイン利用料となり、町民1人当たり1万円の7,000人分として7,000万円を増額したいものでございます。

以上、簡単ですが説明のほうを終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） ページというよりもですね、すいません、サンセットコインの付与、1万ずつするっていうことなんですけども、その付与の方法ってのはどのような形にするんでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まず1万円を受け取るか、受け取らないかの意思確認とですね、それと役場で管理する番号と個人の持っているカード番号が合っているかというものを確認をさせていただきます。その通知をまず町民の方全員に出させていただきます。対象

はですね7月1日現在、住民基本台帳に登録されている方となっております。その方々に通知を出して7月中に連絡のない場合にはですね、受け取る意思がありなおかつ番号待っている方ということでみなしさせていただきます。その後8月中にですね、1万円、1万ユーロとか1万円を付与する手続をさせていただきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 実質ですね、8月から給付をし始めるということで、おしりのほうってのはいつとかって決まってるんですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司 君） おしりというか8月中には、その手続が全て完了させる予定であります。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい、すいません。仮にです、いらんっていうその意思表示をしていただくってことですが先ほどの説明です付与が必要ない方は。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司 君） 個人の方ですね、その1万円が不要ですという方についてはその旨をですね、役場のほうに報告してもらうような形をとります。その場合には、1万円のほうは付与しないということで進めたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 4ページお願いします。これ7,000万ということで1人1万ということなんでですけども、今日だとか広報なんかで見ますと、人口7,000人切ってるんじゃないかなあと思うんですけど、本来本当にこの西伊豆町に住民票はあるっていう方は何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まず6月1日現在の人口が6,945人というのが広報というか、ホームページ等でお知らせされている住民基本台帳の人口かと思えます。そのうちに、ちょっと何人の方がですね、実際住んでいてということは、数字としてはこちらでは把握しておりません。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 住民票があるということで個人を特定するということは出来ないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島司 君） 基本的に住民基本台帳法でいきますと、主たる住居のあるところっていうのが基本的には、住民基本台帳に登録する要件というふうになると思いますので、住民基本台帳に載っている方に関しては、基本的にはこちらに居住しているという解釈になるかと思います。ですので、そういう方々に対し、サンセットコインをですね、支給するというような形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 4,566万7,000円ってのはこの事業者支援ですかね。のほうの分類に入る。地方創生交付金で、いいです。それでね、ちょっと私は気になったんだけどこの物価高騰支援金ですよ。町長が言うように、町民に1万円ずつ支援して、それを循環させて事業者を支援するって、いう趣旨だって言うけど、それだとなんか考えてみると、商工業者、商業者にはよくその金回っていくと思うんだけど、そのほかの農業者等のね、例えばの、何だ、漁業者なんかだったら燃料なんか上がってるわけですよ。その辺のやっぱり支援も必要でなかったかということは、考えなかったですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） それを始めますといろんな業態がございますので、どの業態はどの程度困っているのか、まず調査をして、どういう配分にするのかということまで綿密にやらなければいけないというふうに思います。農業者も漁業者も多分町民でございますので、1万円付与すれば、その方は1万円くるわけですね。ですからそれをガソリン代に使っていただければ、ガソリン代の高騰対策にもなるだろうということですから、直接漁業者にどうこうというよりも、携わってる方たち全てにやるためには町民に配るのが1番早いというふうに判断をしております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 農漁業者、水産業者だけではなく観光業者の方でも、電気代が高騰してるということはあるわけですよ。そういうことを考えると、その人たちも幾ばくかのね、本当何分の1、何十分の1、ナンパーセントでもいいから補助すべきじゃなかったかと思うんだけど、その辺はどうですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ですのでいろんな業態がございます。これはどれがどの程度困ってい

るのかということ調査をしていきますと、最終的には大きいところが大きくとり、小さいところは小さく取りということになる可能性もございますので、そういうことをするよりも観光業に勤めておられる従業員の方も、1町民でございますので、こちらに配らせていただいたほうが、幅広く平等に配れるだろうということで判断をさせていただいたということです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案者、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第35号、令和5年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員、

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎同意第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第9、同意第15号西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 同意第15号は、西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

でございます。

こちらにつきましては令和5年6月30日をもちまして、現在お願いをしております鈴木せつ子さんの任期が満了になるため、再任をお願いしたいものでございます。選任の理由につきましては設計事務所などに32年、23年間の勤務経験があり、平成29年7月から固定資産評価審査委員会委員に就任をしていただき、固定資産評価に精通をされているため、再任をしたいものでございます。

よろしく御同意のほどお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今までですね、何とか委員の選任については、経歴表とまでは言わないですけど、経歴が付表ついてたわけですよ。今回何でこれ、経歴はないんだっていうことなんですけど。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） えっとですね、今回から経歴でその人を判断するというのではなく、この同意書の1番最後にですね今まで記載がされていなかったと思いますけども、選任理由をつけさせていただいております。なぜこの人をこの委員に選任するかということはここで説明をさせていただければ、経歴がどうのこうのよりもわかりやすいかなと思っていて、また、賀茂内の他市町の状況を聞きましたら、やはりこのような格好でやってる。町も三つぐらいありますのでそのような格好でやらしていただきたいということで、今回からそういう格好にさせていただきました。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私が思うにはこれだけのね、下に1番下を書いてあるだけの、何、説明っていうか、理由だけでね、この人を判断しろっていうのはちょっと、無理があるんじゃないかと。ほかの市町がやってるからっていうことも、それは理由になるのか。本当にね、このなに情報公開でこの人がね、情報公開っていうことで、経歴をさらされるのが嫌だっていうことであれば、その人だけはね特別外すということで、ほかの人は、今までどおり、どうだろうと思うんですけど。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 議員のおっしゃることも一理あるかというふうに思います。仮に、同意の方ですね、経歴であるとか、履歴を詳しくということであるならば、議案につきましては先日前にお配りをさせていただいておりますので、できれば総務課に行って御確認をいただきたいというふうに思います。ただ議案として私たちがここに出してしまいますと、全てそれは情報として公開をせざるを得ないということもございますので、やはりいろいろな委員になっていただく方たちが、気持ちよくなっているためには、その方たちの言われていることも、受け止めなければならぬであろうというふうに考えておりますので、私たちはその情報を出したくないわけではなくて、やはり今個人情報保護であったり、いろいろな観点がございます。議員さんには私のように一応選挙で選ばれるものは、そういったものがさらされてもよろしい職種かもしれませんが、やはりこういった委員さんについては、しっかりとそういう御意見を賜ってですね、気持ちよく選任されるようにしたいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第15号、西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、同意第15号は、原案に同意することに決定しました。

◎同意第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第10、同意第16号、西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 同意第16号は、西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

こちらにつきましては令和5年6月30日をもって、現在お願いをしております長島力氏が任期満了となるため、再任をお願いしたいものでございます。

選任理由といたしましては、西伊豆町職員として37年間勤務をされ、そのうち、税務課固定資産評価担当として、長年の勤務経験があり、令和2年7月から固定資産評価審査委員会委員に御就任をいただいております。そういった理由から固定資産評価に精通をされておられるため、再任をしたいものでございます。

よろしく同意のほどお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第16号、西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これに同意すること

に賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、同意第同意第16号は原案に同意することに決定しました。

◎同意第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第11、同意第17号、西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 同意第17号は、西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

こちらにつきましては令和5年6月30日をもちまして、現在お願いをしております須田昇氏が任期満了となるため、再任をお願いしたいものでございます。選任の理由といたしましては建設会社など、38年間の勤務経験があり、平成29年7月から固定資産評価審査委員会委員に御就任をいただいております。固定資産評価に精通をされているため再任をお願いしたいものでございます。

よろしく同意のほどお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

同意第17号西伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、同意第17号は、原案に同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 4時39分

再開 午前 4時40分

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第12、選挙第7号、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市町から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって処置する組織することとされています。このたび、市長から選出すべき議員のうち1人、町長から選出すべき議員のうち2人、市議会議員区分から選出すべき議員のうち3人、町議会議員区分から選出すべき議員のうち2人が欠員となり、その補充の候補者を募ったところ、町議会議員区分において、選挙すべき定数を超えましたので、投票により選挙が行われるものです。この選挙は広域連合規約第8条の規定により、全て町議会議員における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の結果のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。有効投票のうち、候補者の得票数までを広域連合に報告することになりますので、御承知ください。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時45分

再開 午後 4時48分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

申し上げます。

会議規則第9条の2項の規定により、本日の会議はあらかじめ延長させていただきます。

それでは始めます。

ただいま、出席議員数は10人です。

次に、立会い人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により立会い人に、

2番、浅賀元希君。

3番、仲田慶枝君を指名します。

候補者の名簿は事前に配付してありますので、直ちに投票用紙を配布します。

念のため申し上げます。

投票者は記名、無記名です。

〔投票用紙の配布〕

○議長（堤 豊君） 投票用紙の配付の漏れはないでしょうか。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱の確認〕

○議長（堤 豊君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（佐野浩正君） 1番、松田貴宏議員。

2番、浅賀元希議員。

3番、仲田慶枝議員。

5番、芹澤孝議員。

6番、高橋敬治議員。

7番、山田厚司議員。

8番、西島繁樹議員。

9番、堤和夫議員。

10番、増山勇議員。

4番、堤豊議員。

○議長（堤 豊君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

2番、浅賀元希君、3番、仲田慶枝君、

開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（堤 豊君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票数10票。

有効投票のうち、

山田厚司、6票。

谷正君、2票。

吉川清里君、2票。

以上のとおりです。

以上の閉鎖を解きます。

〔議場を閉鎖を解く〕

◎議員派遣について

○議長（堤 豊君） 日程第13、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第128条の規定により、御手元に配付しました資料のとおり、議員を派遣したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって御手元に配付しました資料のとおり、委員派遣をすることを決定しました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（堤 豊君） 日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（堤 豊君） お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（堤 豊君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（堤 豊君） お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（堤 豊君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これにて令和5年第2回西伊豆町議会定例会を閉会します。

皆さま、ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時00分